

第2次釧路市 環境基本計画（素案）

人と自然がつながる、未来へつながる 環境都市くしろ



目次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景	2
第2節 計画の目的	6
第3節 計画の位置付け	6
第4節 環境の範囲	7
第5節 計画の対象	7
第6節 計画の期間	7
第2章 釧路市の概況	9
第3章 望ましい環境像と基本目標	15
第1節 望ましい環境像	16
第2節 基本目標	17
第4章 目標の実現に向けた施策の展開	19
第1節 施策展開の基本的な考え方	20
第2節 施策の体系	21
第3節 各分野の施策	22
第5章 計画の推進に向けて	55
第1節 計画の推進体制と進行管理	56
第2節 各主体に求められる役割	57
資料編	59
1 釧路市環境基本条例	60
2 策定経過	64
3 釧路市環境審議会名簿	65
4 諮問・答申	66
5 用語集	67
6 目標と管理指標一覧	70

▷ 本計画は地方公共団体実行計画（区域施策編）※にあたる「釧路市地球温暖化対策地域推進計画」を包含します。

※「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく。

環境基本計画の構成

第1章 計画の基本的事項

環境行政の動向など計画策定の背景、計画の目的、計画の位置付け、環境の範囲、計画の対象、計画の期間についてまとめます。

- ①計画策定の背景
- ②計画の目的
- ③計画の位置付け
- ④環境の範囲
- ⑤計画の対象
- ⑥計画の期間

第2章 釧路市の概況

釧路市の地勢や人口等の推移、気象など釧路市の現状についてまとめます。

- ①概況
 - ・地勢、人口、気象 等

第3章 望ましい環境像と基本目標

目指すべき望ましい環境像を定め、それを実現するための基本目標を示します。

- ①望ましい環境像
- ②基本目標

第4章 目標の実現に向けた施策の展開

基本目標ごとに、基本施策を定めるとともに、基本施策ごとの現状と課題、数値目標、施策の方向性、具体的な取り組み内容を示します。

また、市民や事業者の取り組みについても示します。

- ①施策展開の基本的な考え方
- ②施策の体系
- ③各分野の施策
 - ・低炭素社会の形成
 - ・循環型社会の形成
 - ・自然との共生社会の実現
 - ・住み良い生活環境の確保
 - ・環境教育・環境保全活動の推進

第5章 計画の推進に向けて

計画の実効性を高めるための推進体制と進行管理についてまとめます。また、進行管理の中で各主体に求められる役割を示します。

- ①計画の推進体制と進行管理
- ②各主体に求められる役割

計画の

基本的事項

1

第1節 計画策定の背景

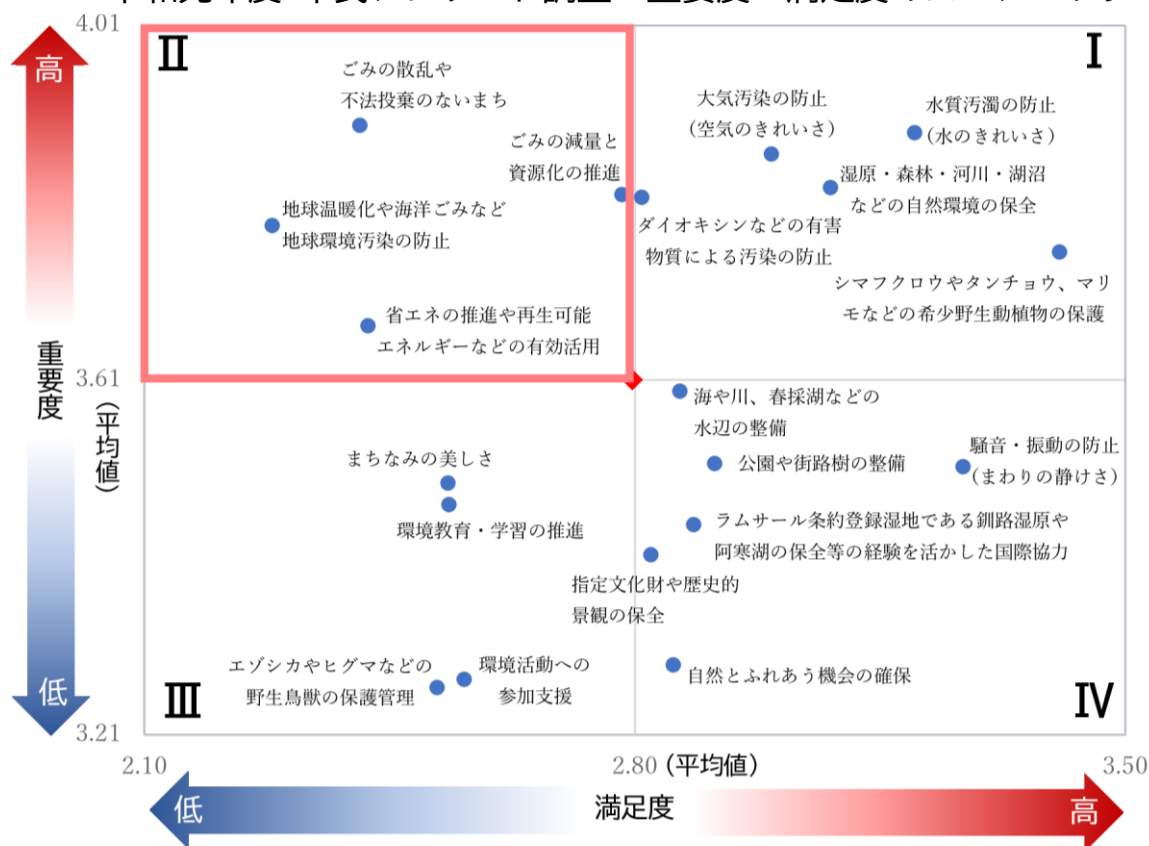
1 計画策定の趣旨

釧路市では、2010年度（平成22年度）に「釧路市環境基本計画」を策定し、21世紀半ばを展望した本市の望ましい環境像を「自然と共生し、うるおいあふれる環境調和都市」と定め、この環境像の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。この計画は2020年度（令和2年度）をもって計画期間が終了となりますが、この間我々を取り巻く環境問題にも様々な変化がみられました。

また、これまでの取り組みの検証を兼ねた市民アンケートにおいては、節電・節水やごみの分別などの取り組みが市民の日常生活に定着していることがみられた一方で、地球温暖化の進行を実感する声が多かったことや、ごみに関する問題について前回調査時より満足度の低下がみられました。

このことから、環境問題に関する社会情勢の変化に対応し、本市における環境問題の解決に向けた施策等のさらなる推進を図るため、「第2次釧路市環境基本計画」を策定するものです。

令和元年度 市民アンケート調査 重要度・満足度のスコアマップ



象限	重要度
I	重要性を感じており、現状にも満足している。
II	重要性を感じているが、現状にはあまり満足していない。
III	重要性はあまり感じておらず、現状にもあまり満足していない。
IV	重要性はあまり感じていないが、現状にはある程度満足している。

第2次釧路市環境基本計画策定に係る市民アンケート調査（令和元年度）より

2 国内外における環境行政の動向

●地球温暖化

2011年（平成23年）、東日本大震災の発生に伴う福島第一原子力発電所の事故を受け、全国の原子力発電所が安全性を評価するため運転を停止したことや、それに伴って火力発電所が増加したことにより、エネルギーに対する考え方や施策が大きく変化しました。

その後、2015年（平成27年）には、フランス・パリで開催されたCOP21で「パリ協定」が採択され、2016年（平成28年）に発効されました。このパリ協定の採択を受け、国では「地球温暖化対策計画」を策定し、さらに地球温暖化によりすでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して適応を進めるため、「気候変動の影響への適応計画」も策定しています。

●生物多様性

2010年（平成22年）、生物多様性が引き続き減少している状況を踏まえ、COP10で「愛知目標」が採択され、これを受け、2012年（平成24年）に国は「生物多様性国家戦略2012-2020」を閣議決定し、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取り組みを進めています。

●公害

世界的な人口増や経済活動の活性化に伴い、大陸からの微小粒子状物質（PM2.5）の越境汚染が問題視されています。

●廃棄物（海洋汚染）

世界における廃棄物の発生量は増大しており、またマイクロプラスチックによる海洋汚染も問題視されています。

●持続可能な開発目標

2015年（平成27年）、国連サミットにて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）が掲げられました。



出典：国際連合広報センター「持続可能な開発目標（SDGs）」

国際的な環境行政の主な動向

年月	内容
2010年（平成22年） 7月	「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標」採択
2015年（平成27年） 9月	「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択
12月	温室効果ガス排出量削減のための新たな枠組み「パリ協定」採択

国における環境行政の主な動向

年 月	内 容
2011年 (平成23年) 3月	東日本大震災発生
6月	「環境教育等促進法」公布
2012年 (平成24年) 10月	「生物多様性国家戦略2012-2020」策定
2013年 (平成25年) 5月	「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」公布
2014年 (平成26年) 5月	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」改正
2016年 (平成28年) 5月	「地球温暖化対策計画」閣議決定
12月	「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」決定
2017年 (平成29年) 5月	「エコアクション21ガイドライン2017年版」改訂
2018年 (平成30年) 4月	「第五次環境基本計画」閣議決定
6月	「気候変動適応法」公布
6月	「第四次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定
7月	「第5次エネルギー基本計画」閣議決定
11月	「気候変動適応計画」閣議決定
2019年 (令和元年) 5月	「プラスチック資源循環戦略」策定
5月	「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」策定
5月	「食品ロスの削減の推進に関する法律」公布
12月	「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」一部改定

北海道における環境行政の主な動向

年 月	内 容
2010年 (平成22年) 7月	「北海道生物多様性保全計画」策定
2012年 (平成24年) 3月	「第11次北海道鳥獣保護事業計画」策定
2013年 (平成25年) 3月	「北海道の生物多様性の保全等に関する条例」制定
2014年 (平成26年) 3月	「北海道環境教育等行動計画」策定
2015年 (平成27年) 9月	「北海道生物多様性保全計画」の一部変更
3月	「北海道循環型社会形成推進基本計画 (改訂版)」策定
3月	「北海道廃棄物処理計画 (第4次)」策定
2016年 (平成28年) 3月	「北海道環境基本計画 (第2次計画)」改定
2017年 (平成29年) 3月	「第12次北海道鳥獣保護管理事業計画」策定
3月	「北海道ヒグマ管理計画」策定
3月	「北海道エゾシカ管理計画 (第5期)」策定
2018年 (平成30年) 3月	「北海道災害廃棄物処理計画」策定
2020年 (令和2年) 3月	「北海道循環型社会形成推進基本計画 (第2次)」策定
3月	「北海道廃棄物処理計画 (第5次)」策定
3月	「北海道気候変動適応計画」策定

3 釧路市における環境行政の動向

●釧路市地球温暖化対策地域推進計画の策定

市・市民・事業者が協働して温暖化対策を推進することにより、国の温室効果ガス削減目標の達成に寄与し、環境負荷の小さい地域づくりを目的として2011年（平成23年）3月に「釧路市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。本計画は2020年度（令和2年度）までに1990年度（平成2年度）比で、二酸化炭素排出量を11.4%削減することを目標とし推進してきました。

●一般廃棄物処理基本計画の策定と中間見直し

本市では2009年（平成21年）4月に「釧路市ごみ処理基本計画」を、同年8月に「釧路市生活排水処理基本計画」を策定し、それぞれ推進してきました。その後、2014年（平成26年）4月にはこれらを「釧路市一般廃棄物処理基本計画」として統合し、中間見直しを行いました。この際、「釧路市環境基本計画」に合わせて計画期間を2020年度（令和2年度）までとしています。

●釧路市地球温暖化防止実行計画の策定

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、地方公共団体は、当該団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの抑制のための措置に関する計画を策定することが義務付けられており、本市においても「釧路市地球温暖化防止実行計画」を策定し、取り組みを進めています。

2018年度（平成30年度）より第4期となった本計画は、国の「地球温暖化対策計画」に合わせて、二酸化炭素排出量を2022年度（令和4年度）までに2013年度（平成25年度）比で、21.2%削減することを目指しています。

●COOL CHOICEへの賛同

政府は温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けて、政府・事業者・国民が一致団結して「COOL CHOICE」を旗印に国民運動を展開すると発表しました。本市においても、2017年（平成29年）4月1日付で「COOL CHOICE」に賛同する市長宣言を行っており、市民、事業所、団体と連携しながら地球温暖化対策の取り組みを推進しています。

釧路市における環境行政の主な動向

年 月	内 容
2001年（平成13年）3月	「釧路市環境基本計画」策定（旧釧路市）
2005年（平成17年）10月	釧路市・阿寒町・音別町が合併（新釧路市）
2008年（平成20年）3月	「阿寒、音別地域における環境に関する特性と課題について ～環境配慮行動のあり方～（指針）」策定
2009年（平成21年）4月	「釧路市ごみ処理基本計画」策定
	8月 「釧路市生活排水処理基本計画」策定
2011年（平成23年）3月	新市として新たな「釧路市環境基本計画」策定
	3月 「釧路市地球温暖化対策地域推進計画」策定
2014年（平成26年）4月	「釧路市一般廃棄物処理基本計画」の中間見直しを実施
2017年（平成29年）4月	「COOL CHOICE」に賛同する市長宣言を実施

第2節 計画の目的

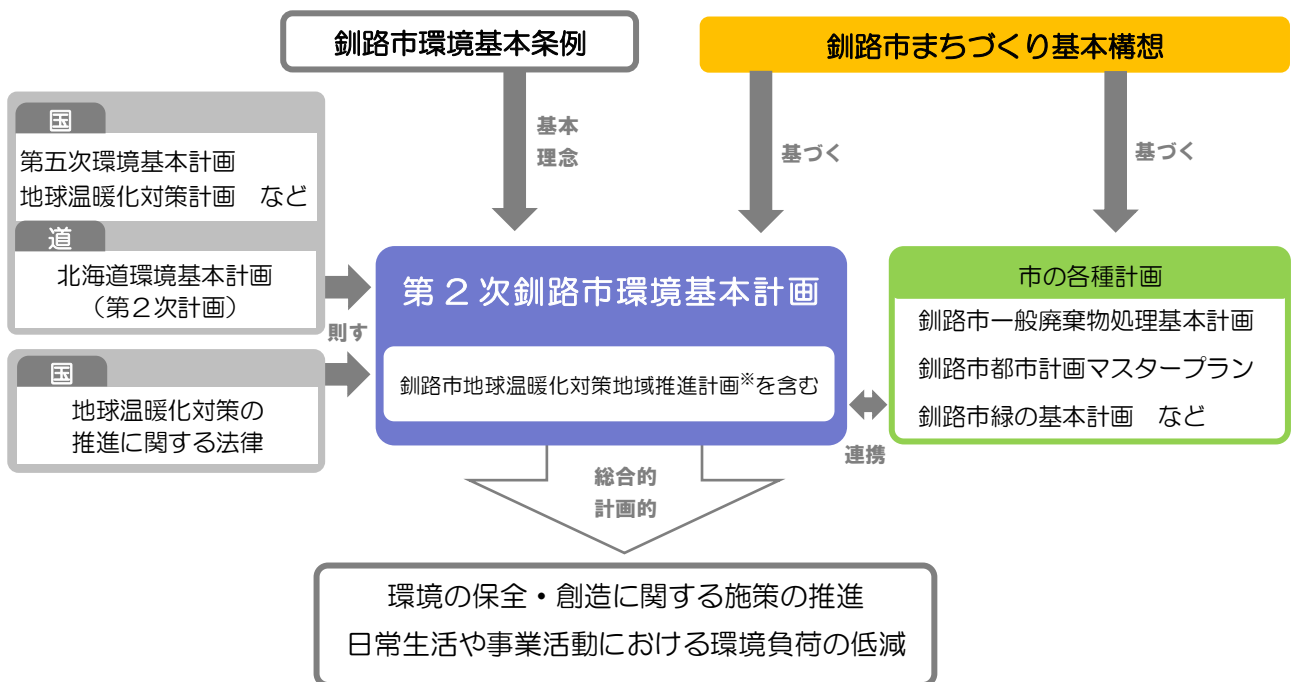
本計画は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、釧路市環境基本条例（第3条）で定められた4つの基本理念を実現することを目的としています。

釧路市環境基本条例（抜粋）

（基本理念）

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべての者がそれぞれの責任を認識し、公平な役割分担の下、自主的かつ相互に連携協力して推進されなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が実現されるように行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するうえで重要であることから、すべての者が自らの課題であることを認識し、日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

第3節 計画の位置づけ



※地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」にあたる計画

第4節 環境の範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、釧路市環境基本条例第7条に規定する施策の基本方針を踏まえ、次のとおりとします。

- ① 大気汚染、水質汚濁、騒音・悪臭の防止等の生活環境の保全
- ② 生物多様性の確保、釧路湿原・阿寒湖・春採湖等の自然環境の保全
- ③ 豊かな緑、景観の保全等の都市環境の確保
- ④ 廃棄物の適正処理や、リサイクル等の循環型社会の構築
- ⑤ 地球温暖化の防止や海洋汚染の防止等の地球環境の保全

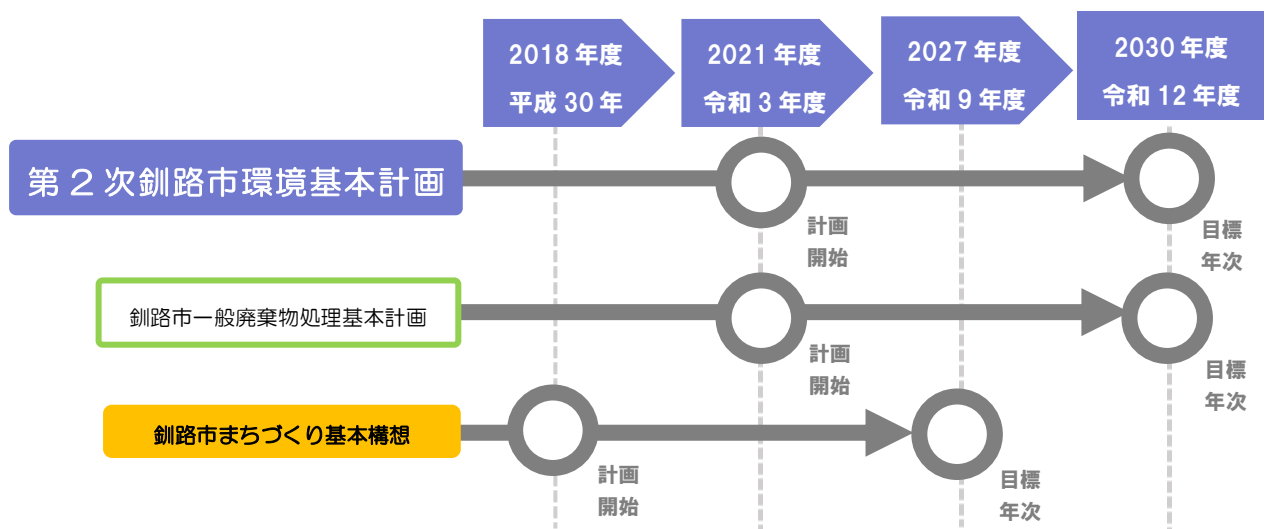
第5節 計画の対象

本計画の対象は、すべての市民、事業者及び市とします。

また、対象地域は、釧路市の行政区域全体とします。ただし、行政区域を越えて広域的な取り組みが必要となる課題や施策については、他の地方公共団体や関係機関等との協力・連携を図っていきます。

第6節 計画の期間

本計画の計画期間は、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間とします。



釧路市の

概況

2

1 地勢

本市は、北海道の東部に位置し、全国でも有数の広大な行政面積を有しています。また、飛び地を含むという地理的特性を持っています。本市域を流れる釧路川、新釧路川、阿寒川、仁々志別川、音別川等の各河川の流域には、市街地が形成されています。さらに、森と湖、火山、河川、湿原、海などの多彩で雄大な自然に恵まれています。

また、これらの恵まれた自然環境や港湾機能に支えられながら農業、林業、水産業、鉱工業、観光業、商業など様々な産業が発展し、ひがし北海道の中核拠点都市となっています。

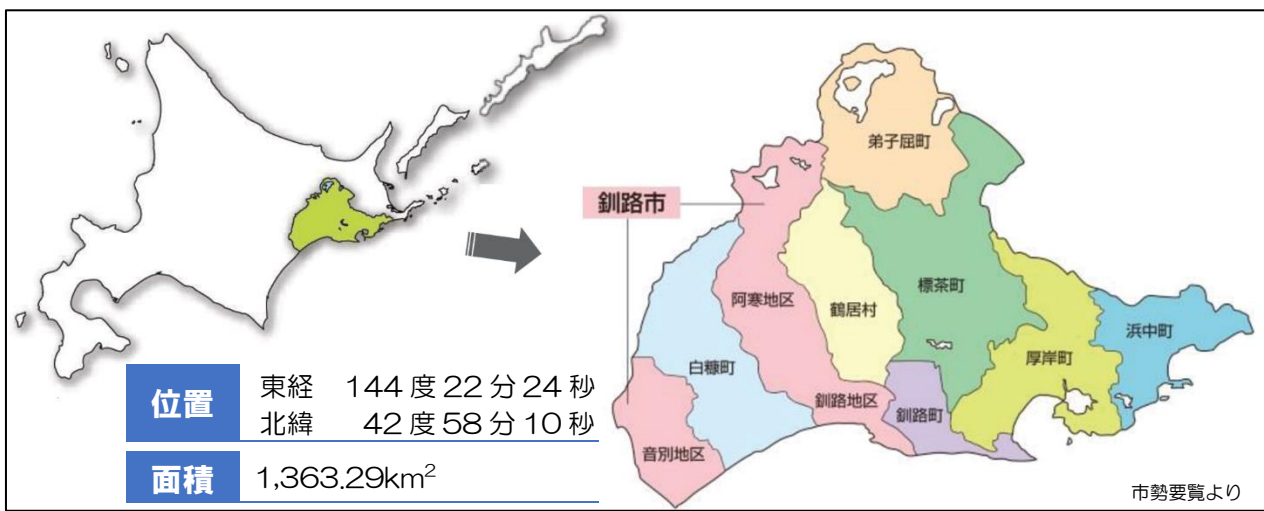


図 本市の位置図

2 人口

本市の人口は、2015年（平成27年）国勢調査で174,742人、世帯数82,078世帯となっています。人口の推移をみると、1980年（昭和55年）まで増加傾向にありましたが、その後は減少しています。世帯数については2000年（平成12年）までは増加し、2005年（平成17年）には一旦減少傾向に転じましたが、2015年（平成27年）には再び微増しています。

また、平均世帯人員は2.13人と減少傾向が続いており、核家族化、少子化の進行、単身世帯の増加といった世帯形態の変化が要因と考えられます。

なお、市の人口ビジョン及びまちづくり基本構想では2040年（令和22年）の人口目標を138,000人としています。

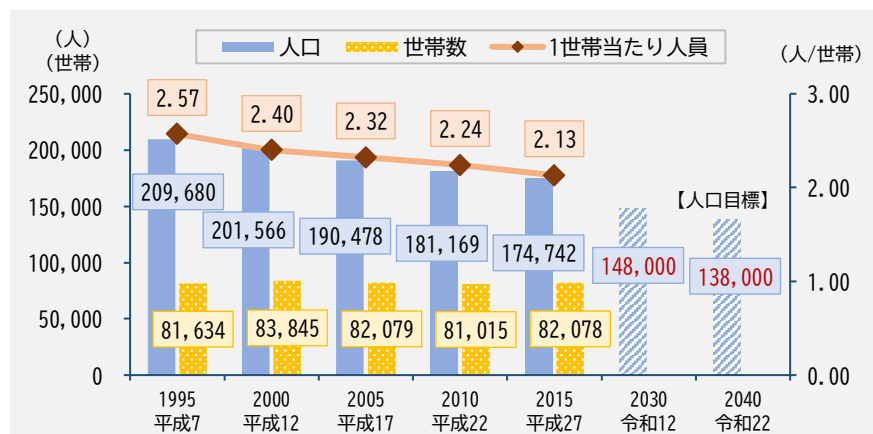


図 平成17～27年は国勢調査、令和12、22年は『釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略』より

3 気象

本市の気候は、寒流の影響を受け、一般に冷涼です。冬期間の寒さは厳しい反面、積雪はそれほど多くありません。夏は海霧が発生しやすく、日照時間が少ないため、夏季における年平均気温は 18℃前後となります。秋は晴天が続き、冬は快晴が多く、乾燥した日が続きます。降水量は年間 1,100mm前後となっています。

また、内陸に位置する阿寒湖畔地域では、釧路地域と比べ、年間を通して寒暖の差が大きく、降雪量が多いことが特徴です。

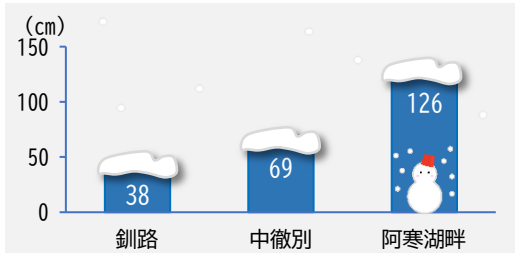


図 地域別積雪量平年値 (1981~2010年)
※ 中徹別は 1988 年、阿寒湖畔は 1986 年より統計開始

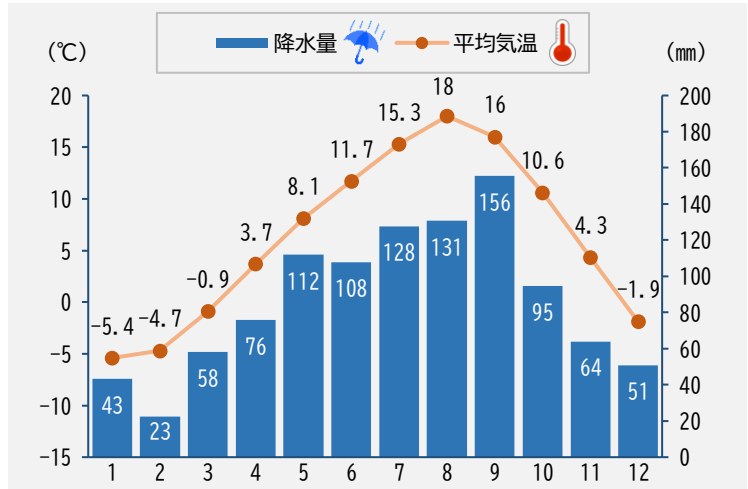


図 月別平均気温と降水量の平年値 (1981~2010年)

気象庁気象統計情報より

4 地形と地質

本市の地形は、太平洋に面する海岸線、その背後の丘陵地と台地、低地、北部の火山地などからなっています。

①丘陵地・台地の地形

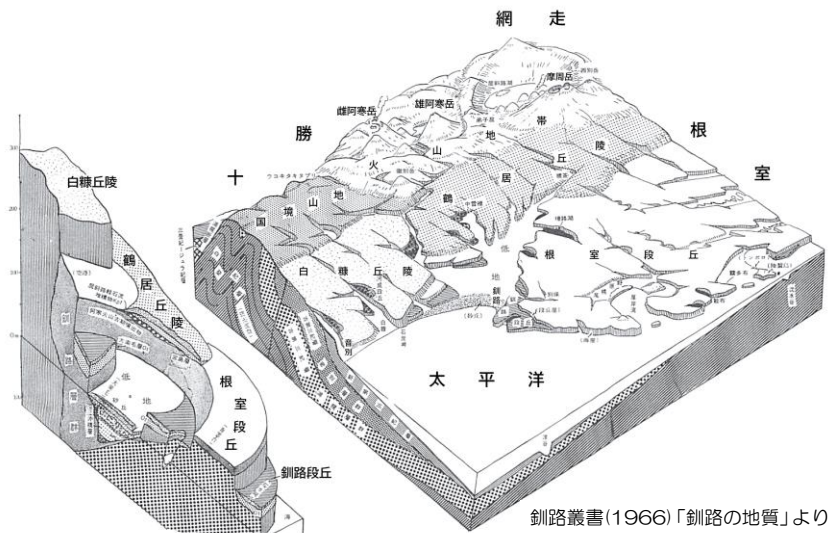
釧路川の東部には根室段丘と呼ばれる海岸段丘が広がっています。また、釧路湿原の北西部に鶴居丘陵、西部には白糠丘陵が釧路平野を取り囲むように分布しています。さらに、これらより一段低い釧路段丘が低地に接しています。

②低地の地形

低地は、海岸線の砂丘地とそれに連続する河口域の沖積地、そして釧路湿原の泥炭地で構成されています。また、仁々志別川、阿寒川、音別川、尺別川沿いの低地には、農耕地に適した平野が広がっています。

③火山地の地形

火山地は、阿寒地域の北部に広がり、雌阿寒岳をはじめとする火山ほか、カルデラ湖の阿寒湖、パンケトー、パンケトーなどの湖沼が点在しています。



釧路叢書(1966)「釧路の地質」より

図 地形地質概念図

5 産業

本市の産業は、平成27年国勢調査の結果によると、就業者数は74,840人で産業別構成は、第1次産業2.2%、第2次産業18.3%、第3次産業73.2%、分類不能の産業6.3%となっています。

■第1次産業

水産業は、主力水産資源の減少により、水揚げ量がここ数年は11~14万tで推移しています。
林業は、素材生産量（販売用の伐採木量）がここ数年4万m³で推移しています。

■第2次産業

石炭鉱業の生産量は、年間31~61万tで推移しています。

製造業は、パルプ・紙・紙加工品製造業が中心であり、平成30年工業統計調査では、製造品出荷額2,337億円のうち31.3%を占めています。

■第3次産業

小売業の年間販売額が平成28年経済センサス-活動調査で1,987億円となっています。

観光客入込数は2011年（平成23年）から増加傾向にあり、2017年度（平成29年度）からは500万人を超えています。



図 観光客入込数

6 土地利用

■土地利用の状況

本市の2019年（平成31年）における土地利用状況は、山林が16%、農地が6%、原野が3%、牧場が3%、宅地が2%、雑種地が1%、池沼が1%未満、その他（公有地、道路、保安林等）が69%となっています。

このうち、森林面積は本市の総面積の約7割を占めており、木材の生産だけではなく、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止や生物多様性の保全、観光資源としての美しい景観など様々な役割を果たしています。

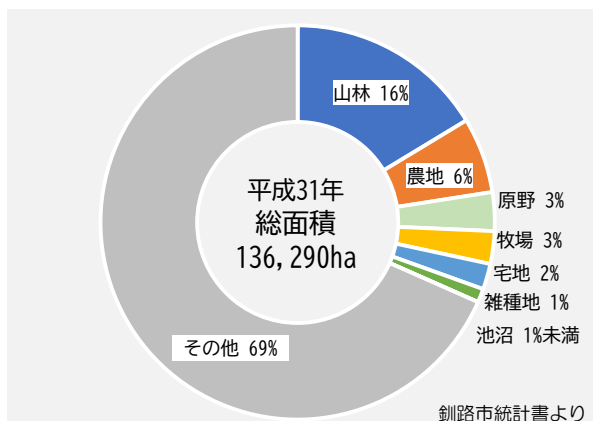


図 地目別面積

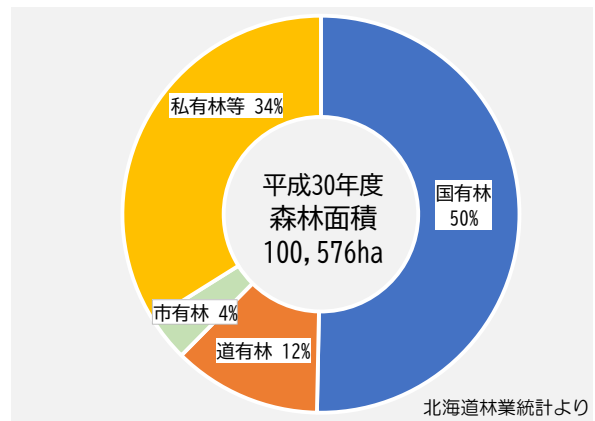


図 森林面積

■ 国立公園と鳥獣保護区の指定

本市の釧路地域北部を流れる釧路川に沿って展開する釧路湿原が「釧路湿原国立公園」に指定、阿寒地域北部の阿寒湖を含む全域が「阿寒摩周国立公園」に指定されています。

鳥獣保護区は 7 か所が指定されており、このうちの 1 か所は国の釧路湿原鳥獣特別保護地区に指定され、一定の開発行為が規制されています。

なお、釧路湿原と阿寒湖はラムサール条約登録湿地です。

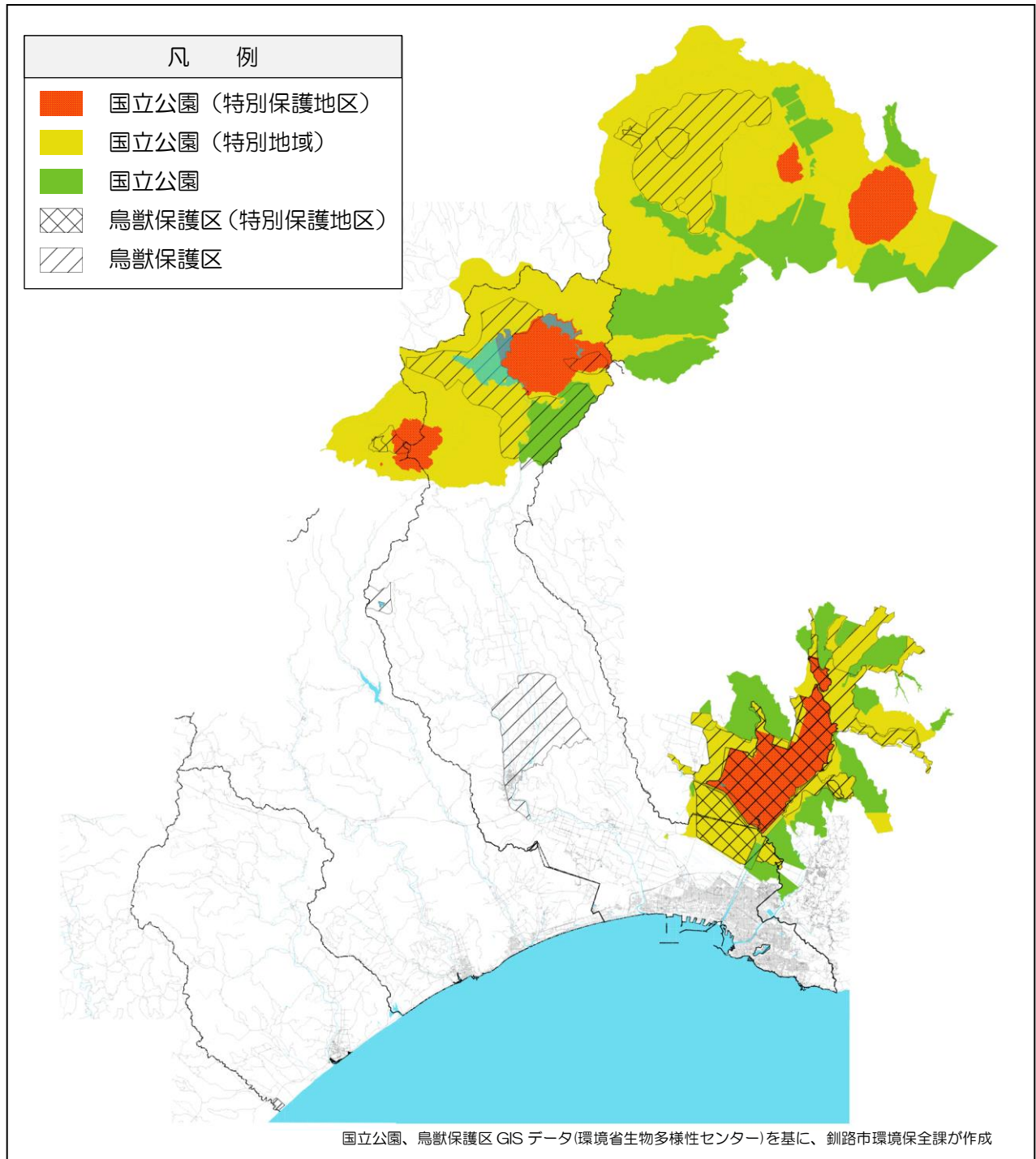


図 国立公園及び鳥獣保護区の指定状況

望ましい環境像と

基本目標

3

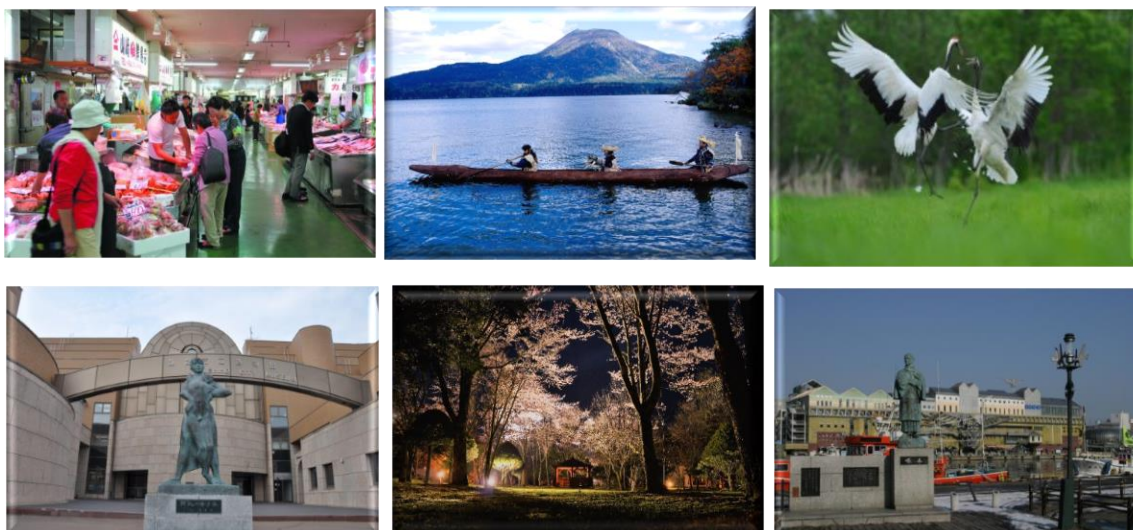
第1節 望ましい環境像

2001年（平成13年）3月に策定された旧釧路市の「釧路市環境基本計画」では、本市における望ましい環境像として、「自然と共生し、うるおいあふれる環境調和都市」を設定し、2011年（平成23年）3月に策定された新市の「釧路市環境基本計画」においても、これを引き継いできました。第2次計画においては、第1次計画の環境像を継承しつつ、さらに発展させた望ましい環境像を次のとおり設定します。

望ましい環境像

人と自然がつながる、未来へつながる

環境都市くしろ



第2節 基本目標

望ましい環境像を実現するために、5つの基本目標を定め、各種施策を展開します。

1 低炭素社会の形成

電気、化石燃料などのエネルギーは、我々の生活や事業活動に欠かせず、これらを消費することで成り立っています。そこから発生する温室効果ガスが今も進行している地球温暖化とそれによる気候の変動を引き起こしています。持続可能な低炭素社会を目指すためには、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」の推進による地球温暖化対策を進めていく必要があります。

2 循環型社会の形成

大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済構造は、エネルギーの大量消費や地球温暖化など様々な問題を引き起こしてきました。これらを見直すため、リフューズ(Refuse)・リデュース(Reduce)・リユース(Reuse)・リサイクル(Recycle)の「4R」を推進し廃棄物を資源として適正に循環していく社会構造へ転換していくことで、持続可能な循環型社会の形成を進めます。

3 自然との共生社会の実現

本市の釧路湿原・阿寒湖・春採湖等の恵み豊かな自然環境は、人類共通の貴重な財産であり、将来世代へと継承することは我々の責務です。生物の多様性や人と自然とのふれあいを確保しつつ、農作物等へ悪影響をもたらす有害鳥獣や生態系等へ影響を及ぼす特定外来生物への対策を行い、地域の自然との共生社会の実現を目指します。

4 住み良い生活環境の確保

我々が健康で安全な生活を送るためには、日常生活や事業活動による大気汚染・悪臭・水質汚濁・騒音・振動を防止し、これらに悩まされないようにしていく必要があります。大気・水・音環境の適切な監視をはじめとし、良好な景観形成、豊かな緑の確保等を進めていくことで、住み良い生活環境の確保を進めます。

5 環境教育・環境保全活動の推進

健全で恵み豊かな環境を将来世代へと継承するため、環境問題の本質を理解し、日常生活や事業活動において環境に配慮した行動ができる人材の育成が何より重要です。このために環境学習や環境保全活動をとおして、環境意識の啓発を行い、市・市民・事業者が協働しながら、環境への責任ある行動を取ることができる人材が育成されるよう取り組みます。

目標の実現に向けた 施策の展開

4

第1節 施策展開の基本的な考え方

前章に掲げた本市の望ましい環境像である「人と自然がつながる、未来へつながる 環境都市くしろ」と、基本目標である「低炭素社会の形成」「循環型社会の形成」「自然との共生社会の実現」「住み良い生活環境の確保」「環境教育・環境保全活動の推進」の実現を目指すため、目標ごとに基本施策を掲げ、これに沿った取り組みと具体的な目標値を示します。

また、本計画に基づく取り組みはSDGsで示されている17のゴール達成に貢献するものでもあることから、基本施策ごとにSDGsとの関連性を示し、SDGsの概念の理解促進や市民・事業者への率直的な取り組みを促していきます。



持続可能な開発目標(SDGs)とは？

人間が原因で生じる様々な問題に国際社会が協力して取り組むため、2015年(平成27年)9月の国連サミットにて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。これは、すべての国がともに取り組むべき目標で、その中に「持続可能な開発目標(SDGs)」として2030年(令和12年)までの17の目標と169のターゲットが掲げられました。これらの目標は環境だけでなく、環境・社会・経済のつながりを考え解決していくことが大切になります。

環境分野においては特に「目標6(水)」「目標7(エネルギー)」「目標12(生産・消費)」「目標13(気候変動)」「目標14(海洋)」「目標15(生態系・森林)」への関わりが深くなっています。

SDGsの目標	
1 貧困をなくそう	10 人や国の不平等をなくそう
2 飢餓をゼロに	11 住み続けられるまちづくりを
3 すべての人に健康と福祉を	12 つくる責任、つかう責任
4 質の高い教育をみんなに	13 気候変動に具体的な対策を
5 ジェンダー平等を実現しよう	14 海の豊かさを守ろう
6 安全な水とトイレを世界中に	15 陸の豊かさを守ろう
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	16 平和と公正をすべての人に
8 働きがいも経済成長も	17 パートナーシップで目標を達成しよう
9 産業と技術革新の基盤を作ろう	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

出典：日本ユニセフ協会ウェブサイト

第2節 施策の体系

目指す環境像の実現に向けた取り組みを以下の体系にまとめます。

人と自然がつながる、未来へつながる 環境都市くしろ

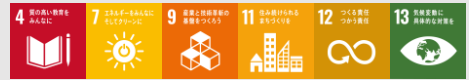


第3節 各分野の施策

低炭素社会の形成

関連するSDGs目標

1 地球温暖化防止対策



(1) 現状と課題

①地球温暖化とは

地球は、太陽の光が地表面に届くことによって温められ、その温められた地表面の熱を宇宙空間に放出することによって冷えていきます。地表の気温は、大気中に二酸化炭素やメタンなどの熱を吸収する気体（温室効果ガス）が存在することで、生物にとって住みよい温度となっていました。しかし、産業革命以来の化石燃料の大量消費によって温室効果ガスの濃度が上昇し、地表面から放射される熱が宇宙空間へ放出されにくくなり、その結果、地球の温暖化が進んでいると言われています。

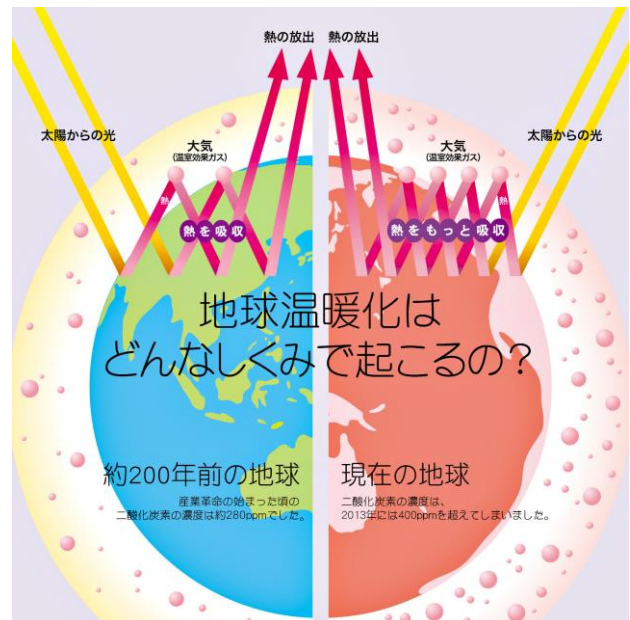


図 地球温暖化のメカニズム

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト

②世界の動向

「気候変動に関する政府間パネル（以下 IPCC）」が 2007 年の第 4 次報告書以来 6 年ぶりの改定となる第 5 次報告書を 2013 年に公表しており、その中で現状における温暖化については「疑う余地がない」と表現しています。また、IPCC は世界全体の経済成長や人口、技術開発、経済・エネルギー構造などの動向について一定の前提条件を設けた複数のシナリオに基づく将来予測を行っており、2005 年から 2100 年までの世界平均地上気温の上昇は、0.3℃～4.8℃と予測されています。この結果、海水の膨張、極地及び高山地の氷の融解を引き起こし、海面が上昇し、気候の急激な変動により、人類の生活環境や生物の生息環境に広範で深刻な影響が生じるおそれがあります。

③国の動向

我が国においては 2016 年 5 月 13 日に閣議決定された「地球温暖化対策計画」にて、2030 年度に 2013 年度比で温室効果ガスを 26%削減する中期的目標と、2050 年度までに 80%削減する長期的目標を示しています。

これらの目標を達成するには、市民一人一人が、現在の状況を認識し、市民生活や事業活動において、さらに環境負荷の少ない行動を起こすことが求められています。

④ 釧路市の動向

本市では2011年に「釧路市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、二酸化炭素排出量を2020年度までに基準年である1990年度比で11.4%削減することを目指して、市・市民・事業者が協働した温暖化対策を推進してきました。

本市の二酸化炭素排出量は、2010年に1,868千t-CO₂まで減少していましたが、2011年3月の東日本大震災以降、電力由来の二酸化炭素排出量が増加したことなどにより、2012年には2,216千t-CO₂まで増加しています。その後徐々に減少が進み、本市の二酸化炭素排出量は2017年度においては2,083千t-CO₂（基準年度比7.5%減）となっています。

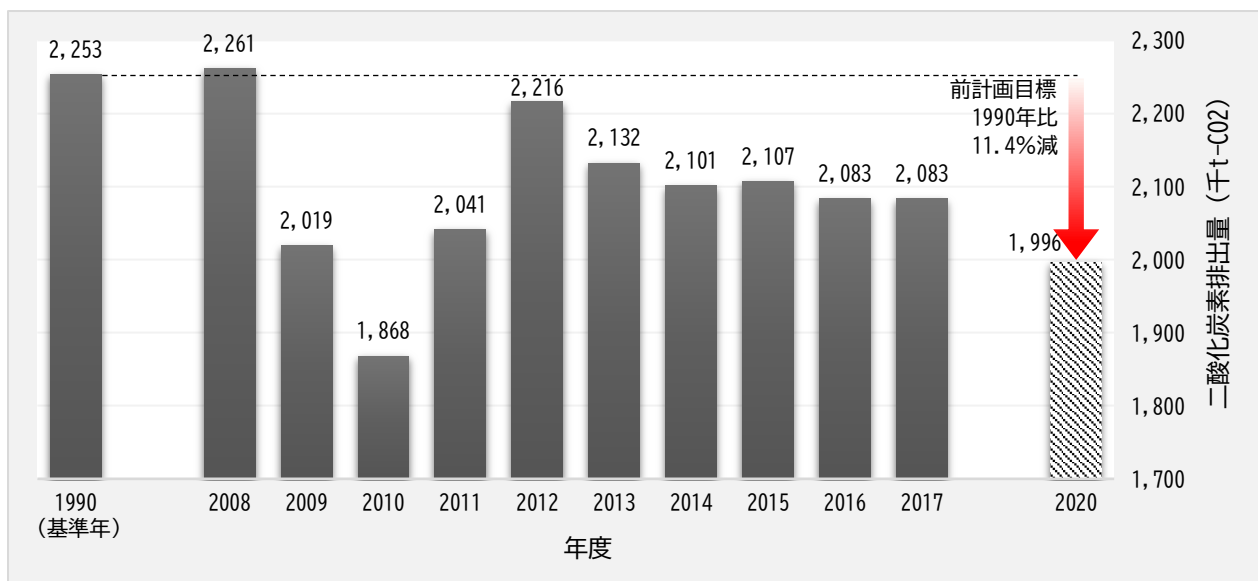


図 釧路市の二酸化炭素排出量の推移

部門別に見ていきますと、業務その他部門（サービス業）と家庭部門からの二酸化炭素排出量の割合が大きく増加しています。業務その他部門は、事務所や小売り等の延床面積の増加、家庭部門は世帯数の増加などが主な要因と見られ、この2部門の二酸化炭素排出量を削減することが課題となります。

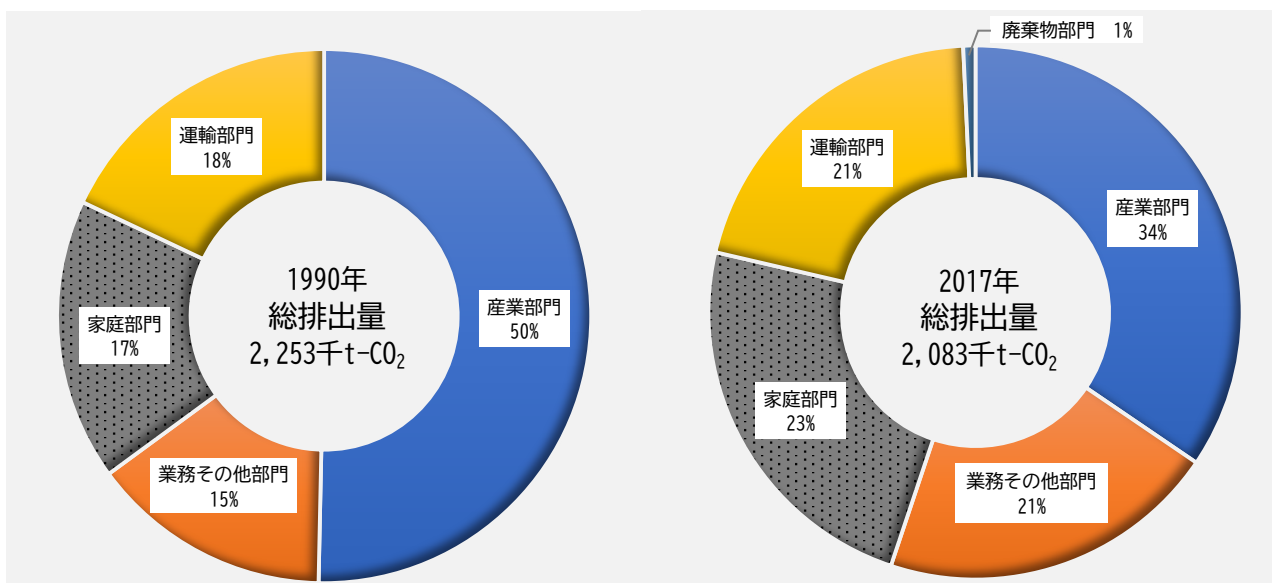


図 釧路市の部門別二酸化炭素排出量の割合

(2) 目標と管理指標

①対象とする温室効果ガスと削減目標

本計画において対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」で規定する 7 種類的气体（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素）のうち、排出量全体の約96%を占める二酸化炭素とします。

また、この二酸化炭素排出量については、国の「地球温暖化対策計画」にて掲げられた目標に準じて次のとおり目標値を設定します。

	2017 年度※	目標年度 2030 年度	長期目標年度（参考） 2050 年度
二酸化炭素排出量削減率 (2013 年比)	2.3%	26.0%	80.0%

※2018年度、2019年度の排出量については統計数値未発表のため算定不可。

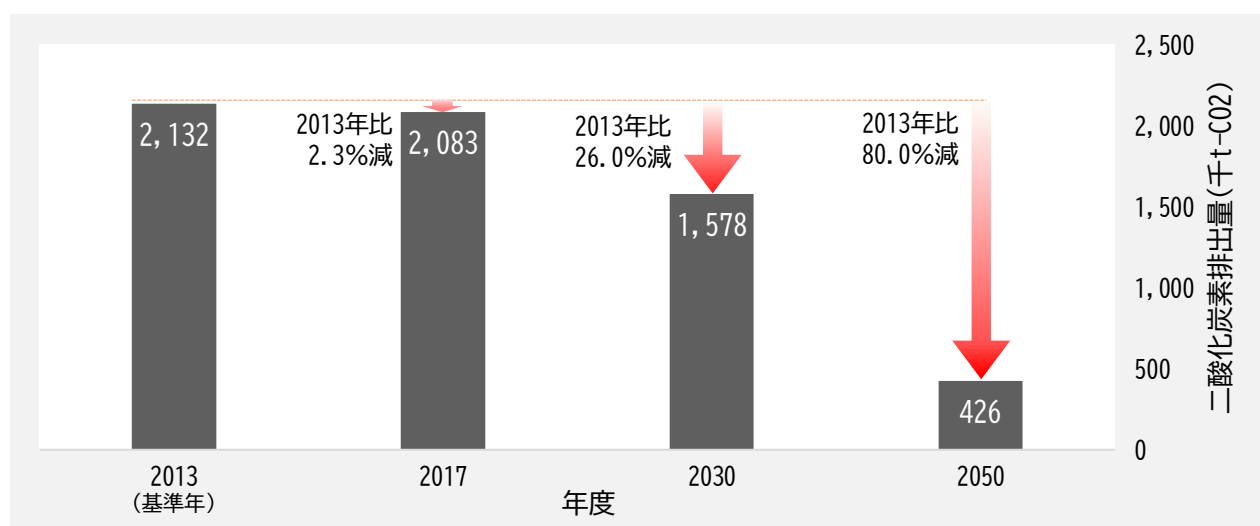


図 二酸化炭素排出量の削減目標

②対象とする部門

本計画で対象とする部門及び内容は次のとおりです。

部門	内容
産業部門	第一次産業、第二次産業から発生する温室効果ガス排出量
業務その他部門	第三次産業から発生する温室効果ガス排出量
家庭部門	家庭から発生する温室効果ガス排出量
運輸部門	輸送・運搬から発生する温室効果ガス排出量
廃棄物部門	廃棄物の処理に伴い発生する温室効果ガス排出量

(参考) 削減目標達成に向けた部門別の削減率の指標

	2013 年度	目標年度 2030 年度	削減率
産業部門	719 千 t-CO ₂	672 千 t-CO ₂	7%
業務その他部門	477 千 t-CO ₂	287 千 t-CO ₂	40%
家庭部門	528 千 t-CO ₂	321 千 t-CO ₂	39%
運輸部門	386 千 t-CO ₂	280 千 t-CO ₂	28%
廃棄物部門	22 千 t-CO ₂	18 千 t-CO ₂	19%
合計	2,132 千 t-CO ₂	1,578 千 t-CO ₂	26%

③温室効果ガス排出量の算定方法

本計画における温室効果ガス排出量の算定方法は「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定実施マニュアル 算定手法編 Ver.1.0（平成 29 年 3 月、環境省）」に付記されている方法を用い、改定があった場合はそれに準じて算定していきます。

④関連するその他の目標

温室効果ガスの削減目標以外に、温暖化防止対策の進捗を図る指標として、次の目標値を設定します。

	2019 年度	目標年度 2030 年度
市の事務事業における 温室効果ガス削減率（2013 年比）	16.3%	40%



温室効果ガスの種類

地球から放射される熱エネルギーを吸収し大気を温める役割（温室効果）を持つガスを温室効果ガスといいます。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では次の 7 種類のガスが温室効果ガスとして規定されており、GWP 値が高いほど温室効果が高いことを示しています。

ガスの種類	主な発生源	GWP 値※
二酸化炭素 (CO ₂)	ガソリンや灯油、重油、LPG、都市ガス、石炭など燃料の燃焼に伴うもの。	1
メタン (CH ₄)	稲作や家畜の腸内発酵などの農業部門や廃棄物の埋め立て、下水処理に伴うもの。	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	農業部門や燃料の燃焼に伴うもの。	298
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤、エアゾール製品の噴射剤などに使用されているもの。	1,430 (HFC-134a)
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体等の製造時に使用されるもの。	7,390 (PFC-14)
六フッ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電力絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用されているもの。	22,800
三フッ化窒素 (NF ₃)	半導体等の製造時に使用されるもの。	17,200

※GWP 値：Global Warming Potentials の略。「地球温暖化係数」と呼ばれ、二酸化炭素を基準にして、他の温室効果ガスがどれだけ温暖化の効果を持つかを示している。

(3) 施策の方向性 (★印は重点的な取り組み)

①エネルギーの有効利用の推進	
省エネルギーの推進★	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 家庭向けに省エネルギー・再生可能エネルギー機器を普及促進していきます。 ▷ ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）及びZEB（ネット・ゼロ・エネルギービル）の普及啓発を行います。 ▷ 市有施設において、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入を推進します。 ▷ 公用車にエコカー（低公害車・低燃費車）の導入を推進します。 ▷ エコカーを普及促進していきます。
環境にやさしいエネルギーの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 釧路工業技術センターによる民間事業者に対し新エネルギーを活用した製品開発支援等を行います。 ▷ バイオマス（木質・メタンガス等）の利用を推進します。

②温暖化防止のための行動の推進	
COOL CHOICEの推進★	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 「COOL CHOICE」を旗印とした取り組みの普及啓発を行います。 ▷ エコドライブを推進します。 ▷ WARM BIZ（ウォームビズ）の取り組みを普及啓発します。 ▷ 再配達防止をはじめとした低炭素物流を普及促進します。 ▷ 公共交通機関の利用を促進します。 ▷ グリーン購入など環境に配慮した商品の購入を推進します。
地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 地産地消くしろネットワークによる活動を推進します。 ▷ 地元の森林資源活用の取り組みを推進します。

③低炭素型のまちづくりの推進	
コンパクトなまちづくりの推進	▷ 環境負荷の低い公共交通体系の構築に努めます。
温室効果ガスの吸収源対策	▷ 市有林を整備し、森林吸収による温室効果ガスの削減を促進します。

④地球温暖化対策の総合的・効果的な推進	
市の総合的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 釧路市地球温暖化防止実行計画を策定し推進していきます。 ▷ 環境配慮契約方針を策定し、導入可能なものから環境配慮契約に取り組みます。 ▷ 釧路市地球温暖化対策地域協議会と連携し、啓発活動について検討を進めます。
気候変動適応への取り組み	▷ 気候変動適応策について検討を進めていきます。

(4) 市民・事業者の取り組み

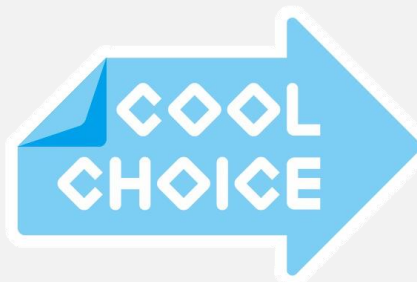
市民	▷ 「COOL CHOICE」に賛同し、取り組みを進めていきます。
	▷ 省エネルギー・再生可能エネルギー機器の導入を検討します。
	▷ 住居を新築する場合はZEHを、改築時には高断熱・高気密な住居にリフォームをそれぞれ検討します。
	▷ 電気製品等を購入する際には省エネルギー型のものを、照明はLEDを積極的に選択します。
	▷ 自動車を運転する際はエコドライブを実践し、買い替えの際はエコカーの購入を検討します。
	▷ 近い場所へは徒歩や自転車を使うよう心がけます。
	▷ 長距離の移動には公共交通機関を積極的に使用します。
	▷ WARM BIZを実践し、暖房の使用を抑えることを心がけます。
	▷ 宅配便は受取場所の指定などにより1回で受取り、再配達防止に取り組みます。
	▷ 植樹育樹活動に積極的に参加します。
▷ 熱中症対策や災害対策など気候変動に適應できるよう対策を検討します。	
事業者	▷ 「COOL CHOICE」に賛同し、取り組みを進めていきます。
	▷ 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入を検討します。
	▷ 事業所を新築する場合はZEBを、改築時には高断熱・高気密な事業所にリフォームをそれぞれ検討します。
	▷ 社員に公共交通機関や自転車を利用、また近い場所へは歩くよう呼びかけます。
	▷ エコドライブの励行指導を行います。
	▷ 社用車の更新時にはエコカーへの転換を検討します。
	▷ 気候変動による将来の事業への影響などを考え、対策を検討します。



「COOL CHOICE」(クールチョイス)とは

2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという国民運動です。

皆が一丸となって温暖化防止に資する選択を行ってもらうため、統一ロゴマークを設定し、政府・産業界・労働界・自治体・NPO等が連携して、広く国民に呼びかけています。





「COOL CHOICE(賢い選択)」の取り組み事例

ウォームビズ

暖房時の室温を20度にしよう！

暖房時の室温を20°Cにして快適に過ごすライフスタイルを「WARM BIZ (ウォームビズ)」として呼びかけています。

室内でも暖かい服装にしたり、地元食材を使った鍋料理で部屋と体をあたためたり、ひと工夫でCO₂の削減に貢献できます。



エコカー・エコドライブ

環境にやさしい車でやさしい運転を

乗用車の新車燃費は新しい技術の誕生によって年々改善が進んでいます。高い次世代自動車を、さらに環境にやさしい運転を心がけてエコドライブを目指しましょう。

なお、エコドライブのコツは43ページをご覧ください。



公共交通

バス・列車などを利用して温暖化防止と健康増進を！

公共交通機関は多くの人が乗り合わせることでCO₂削減に効果があるほか、それを利用するために徒歩などで移動することは、健康的な体作りに効果があります。通勤通学はもちろん、旅行等のお出かけにも、公共交通を賢く利用してみましょう。



ZEH

ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)を選ぼう

再生可能エネルギーの活用と、高气密・高断熱・省エネ設備を組み合わせることで、使うエネルギーと作るエネルギーの収支をゼロにするZEH(ゼッチ)が徐々に増えてきています。住居を新築する際は是非導入を検討してみましょう。



再配達防止

荷物を1回で受け取ろう！

宅配便が再配達されている割合は全体の2割となっており、地球環境やドライバーにも大きな負荷を与えています。受取時間の指定、コンビニなどの受取場所の指定、置き配^{*}、宅配ボックスの設置など様々なサービスを活用し再配達を減らしていきましょう。



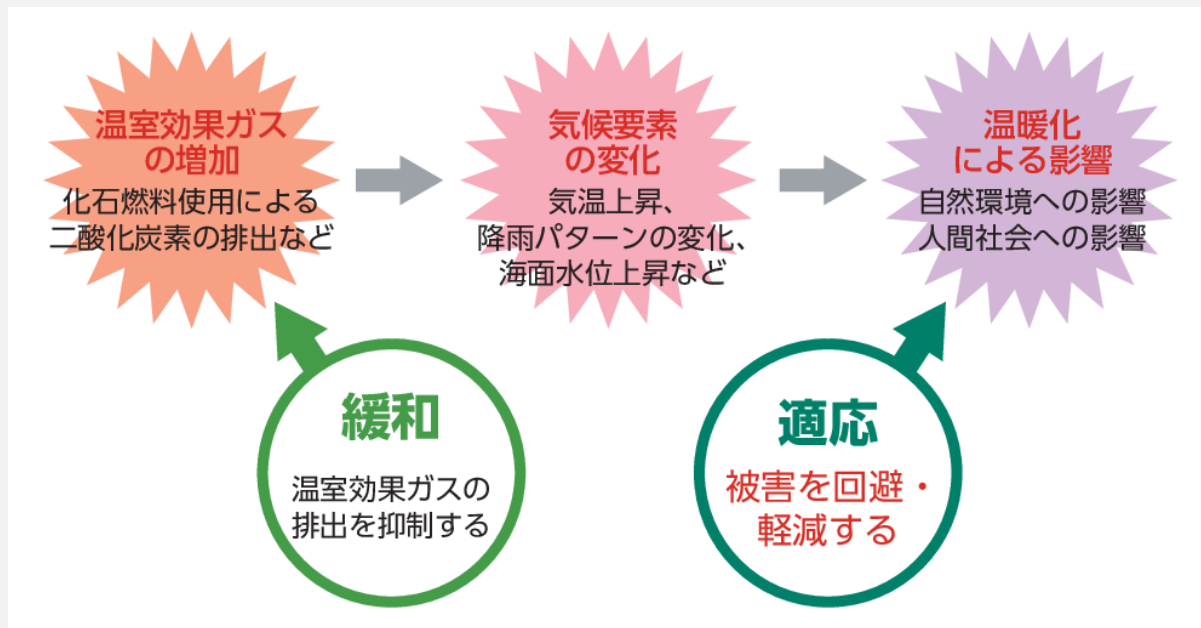
※置き配：あらかじめ指定した場所（玄関前、物置など）に非対面で荷物などを届けてもらうサービス



これからの地球温暖化対策『気候変動適応』とは

地球温暖化による気候変動の影響は、気温上昇による農作物への影響や、過去の観測を上回るような短時間強雨、台風の大型化などによる自然災害、熱中症搬送者数の増加といった健康への影響など、私たちのくらしの様々なところに既に現れています。

これらの影響は今後一層進んでいくことが予測されており、これまで広く知られてきた「緩和策」と呼ばれる、温室効果ガスの排出量を減らす努力などに加えて、これからは、すでに起こりつつある気候変動の影響への「適応策」を施していくことが重要になってきます。



出典：令和元年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

1 ごみの減量化とリサイクルの推進



(1) 現状と課題

釧路市はこれまで、4R の考え方を基本として、有用な貴金属・レアメタルが多く含まれている使用済小型家電の回収など減量化・リサイクル施策を推進しており、ごみの排出量は近年減少傾向にあります。しかし、家庭から排出される可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみといった廃棄ごみ量（1人1日当たり）は、政令指定都市の札幌市を除く道内の主な都市9市中最も多くなっています。

一方、排出された家庭ごみの中には、食べ残し等の「食品ロス」や、古紙類等のリサイクル可能な物が多く含まれていることから、今後も引き続き、さらなる減量化・リサイクルの推進に向けた効果的な取組等を進める必要があります。

(2) 目標と管理指標

	基準年度 2019 年度	目標年度 2030 年度
ごみ排出量※1	68,857 トン	62,597 トン
市民ひとり 1 日あたりの家庭系廃棄ごみ量※2	568 グラム	543 グラム
リサイクル率※3	19.87%	26.80%

※1 資源物を含めた家庭ごみ・事業系一般廃棄物の総量

※2 資源物を除いた市民ひとり1日あたりの家庭ごみの量

※3 ごみ排出量のうちリサイクル量の割合

(3) 施策の方向性（★印は重点的な取り組み）

① 4R の推進	
ごみ減量化の推進★	<ul style="list-style-type: none"> ▷ ごみ発生・排出抑制に向けた行動を推進していきます。 ▷ 市民・事業者等と協働し、ごみの減量化に向けて取り組んでいきます。 ▷ 食品ロス削減に向けた、普及啓発を進めていきます。 ▷ 生ごみの水切りや堆肥化による減量化・資源化を推進します。 ▷ 公共施設からの廃棄物の減量化・資源化に努めます。 ▷ 不要となったものを、再利用する取り組みを継続して進めていきます。 ▷ 未・低利用水産物の有効利用を促進します。
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 市民へ、分別・排出を行う必要性や実施の効果等について普及啓発していきます。 ▷ 市民や団体等に対し、集団資源回収が取り組みやすい環境づくりを進めていきます。 ▷ 資源物回収に向け、回収拠点を増やすなど利便性の向上を検討していきます。 ▷ 廃棄物の再資源化に向けた調査等を進めていきます。

②バイオマスの利活用	
バイオマスの利活用	▷ 下水汚泥や家畜排せつ物の有効利用を促進します。
	▷ 木質ペレットの利用を促進します。

(4) 市民・事業者の取り組み

市民	▷ 不要なものは買わない、もらわないを心がけます。
	▷ 食べ残しを減らし、食品ロス削減に努めます。
	▷ 生ごみの水切りや堆肥化、分別の徹底に取り組みます。
	▷ マイバッグ・マイボトルを携帯して利用します。
	▷ 詰め替えできる製品やリサイクル製品を選んで購入します。
	▷ 販売店の店頭回収や、地域の集団資源回収に協力します。
	▷ ごみの分別排出を徹底します。
事業者	▷ 事業活動の過程で発生する廃棄物の減量に努めます。
	▷ グリーン購入の取り組みを実施します。
	▷ 包装の簡素化に努めます。
	▷ 飲食店は食品ロス削減の推進に協力していきます。
	▷ 廃棄物の処理に当たっては関係法令を遵守し、リサイクルを推進します。
	▷ ごみの分別排出を徹底します。
	▷ 従業員に対して、ごみの減量行動を徹底させます。



4Rとは

廃棄物の減量を図るためには、廃棄物の発生自体を抑制し(リデュース: Reduce)、使用を終えた製品の形を変えずにほかの利用法で用いる(リユース: Reuse)、最後に再生利用する(リサイクル: Recycle) ことが必要であり、これらの頭文字をとって3Rと呼ぶことで、環境配慮に関するキーワードとしてます。釧路市では3Rに加え、ごみになるものを断る(リフューズ: Refuse)を加えて4Rを推奨しています。

4 R

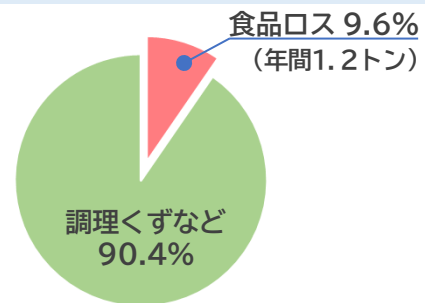
- リデュース
Reduce : 減らす
- リユース
Reuse : 使い続ける
- リサイクル
Recycle : 再利用する
- リフューズ
Refuse : 断る



食品ロスを減らしましょう

釧路市の可燃ごみの中身の調査では、生ごみの中に食品ロスに該当するものが9.6%含まれているという結果が出ています。これは、年間約1.2トン(令和元年度調査)、1人1日あたりに換算しますと約20gとなり、1週間程度で茶碗1杯分のご飯を捨てていることに相当します。食品ロスは市民一人ひとりの心がけで削減することが可能です。食材を買い過ぎない、料理を食べ切るなど、食品ロス削減に向けて皆さんのご協力をお願いいたします。

生ごみの割合



2 ごみの適正処理



(1) 現状と課題

ごみステーションにおいては、カラス・小動物によるごみの散乱、管理に関するトラブル、分別・排出ルールが守られない不適正排出などの問題があります。また、市外からの転入者が多い共同住宅では、一戸建て住宅と比べて分別・排出ルールが浸透されていないために、不適正排出による散乱が多く、市民と連携を図りながら、市の職員による日常的な排出状況の調査や巡回指導などで対応しています。

また、今後更に高齢化率の上昇が予想され、これまで以上に、ごみの分別やごみ出しが困難になる世帯の増加が考えられます。こうした状況に対応するため、高齢になっても誰もが安心してごみ出しができる仕組みづくりを進めていく必要があります。

(2) 目標と管理指標

	基準年度 2017 年度	目標年度 2030 年度
埋め立て処分量*	10,812 トン	9,605 トン

※ 次期最終処分場を使用する6市町村の合計

(3) 施策の方向性（★印は重点的な取り組み）

①ごみの適正処理の推進	
環境美化の推進★	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 日常的なパトロールや排出ルール等の指導によりごみステーションの管理支援に努めます。 ▷ 町内会や分別収集協力員等のごみステーション美化を支援します。 ▷ 「釧路市みんなできれいな街にする条例」に基づいた、清潔で美しいまちづくりや快適な生活環境の保全を進めていきます。 ▷ 共同住宅所有者や仲介業者に対し、共同住宅居住者への分別・排出ルールの働きかけを進めます。
高齢者などへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 要介護者等のごみ排出困難者を支援するため、「ふれあい収集」の効率的な運用による対応等を検討していきます。
産業廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 建設材廃棄物等の有効利用を促進します。
廃棄物処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 釧路市資源リサイクルセンター等の中間処理施設の適正な維持管理を継続していきます。 ▷ ごみの減量化を徹底し、最終処分場への埋め立て処分量削減に努めます。 ▷ 新たな最終処分場の整備を進めていきます。

②ポイ捨て・不法投棄の防止	
不法投棄対策の強化★	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 巡視パトロールを継続し、不法投棄の未然防止に努めます。 ▷ 「自然の番人宣言」による取り組みを進め、ごみの不法投棄の撲滅に努めます。

(4) 市民・事業者の取り組み

市民	▷ ごみ出しのルールを守ります。
	▷ ごみステーションの美化に努めます。
	▷ 不法投棄やポイ捨ては行いません。
	▷ 所有・管理している場所に不法投棄されないよう、適切に管理します。
	▷ 不法投棄を発見した場合は、直ちに関係者に通報します。
事業者	▷ 不法投棄や不適正処理は行いません。
	▷ 所有・管理している場所に不法投棄されないよう、適切に管理します。
	▷ 事業所周辺の清掃活動などを積極的に行います。



自然の番人宣言

自然の番人宣言は、釧路圏域に住む人が自ら「自然の番人」として不法投棄やポイ捨てに目を光らせ、釧路湿原国立公園、阿寒摩周国立公園、厚岸道立自然公園をはじめとする貴重な自然環境を守り、次世代に引き継いでいこうとするもので、平成18年4月に管内8市町村が共同で制定しました。この宣言は道内初のもので、抑止力として法律等の罰則に求めるのではなく、勇気を持って通報する仕組みの徹底や環境教育の充実など、宣言に基づく行動計画の実施によって住民運動として定着させることを目的としています。



不法投棄は犯罪です！

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では廃棄物を不法に投棄した者は、5年以下の懲役もしくは1,000万円（法人は3億円）以下の罰金、またはこれらの併科となっています。また、未遂の場合でも同様の罰則が科せられます。不法投棄をする現場を目撃した場合は釧路警察署や最寄りの交番へ通報してください。また、不法投棄された場所や投棄物を発見した場合は環境事業課（電話24-4146）へ通報してください。



1 生物多様性の確保



(1) 現状と課題

本市は、太平洋に面し、新釧路川や釧路湿原、春採湖・阿寒湖・パシクル沼などの湖沼、阿寒・音別地域における広大な森林など、多彩で雄大な自然環境に恵まれた都市です。この自然環境に抱かれ、特別天然記念物のタンチョウをはじめとする野生動物が数多く生息しています。

都市化が進む中、動植物の生息・生育環境の減少や有害鳥獣の増加、外来種による問題など、生態系に少なからず影響が出ていると考えられます。そのため、自然環境の保全と動植物の保護管理、外来種の防除などの対応が必要となります。

(2) 目標と管理指標

「生物多様性の確保」については、数値目標は設定しません。

(3) 施策の方向性（★印は重点的な取り組み）

①自然環境の保全	
釧路湿原国立公園と阿寒摩周国立公園の保全	▷ 国、北海道、関係町村と連携し、2つの国立公園の自然環境の保全と整備の促進を図ります。
阿寒湖の保全★	▷ 国、北海道、関係町村と連携し、マリモを中心とした阿寒湖の生物多様性を確保するため、世界遺産登録を目指した推進活動の展開と保全体制の整備を行います。
春採湖の保全★	▷ 春採湖の水質を調査し、現況の把握に努めます。 ▷ 春採湖環境保全計画を策定し推進します。
河川等の保全	▷ 準用河川及び普通河川の維持管理を行います。
緑地の保全	▷ 関係機関や市民との連携協力、法制度等の適正な運用や土地利用の適正な誘導により、緑地の保全に努めます。

②鳥獣保護・管理の推進	
希少な野生生物の保護増殖★	▷ 国や北海道と連携し、絶滅の恐れのある種の保護・増殖を図ります。 ▷ マリモの調査研究を進め、適切な保護管理体制の構築を図ります。
野生生物の保護管理	▷ 国や北海道と連携し、エゾシカやヒグマなど、市民生活や事業活動に影響を及ぼしている野生動物の適正な保護管理を進めます。
特定外来生物の防除	▷ 市民生活や事業活動に影響を及ぼしている特定外来生物の生息状況等の情報収集・情報提供を行い、防除活動を行います。

③地域の自然に対する理解と発信	
自然観察や学習機会の確保	▷ 自然環境保全への関心・意識を高めるため、自然観察会や、自然観察に役立つ情報の提供を行います。
地域のラムサール条約登録湿地における保全活動の発信	▷ 釧路国際ウェットランドセンターを中心に、関係機関と連携し、地域の登録湿地における保全活動を国内外に広めます。

(4) 市民・事業者の取り組み

市民	▷ 生物多様性への関心と理解を深めます。
	▷ 自然の動植物をむやみに採取しないようにします。
	▷ 外来生物による生態系への影響を認識し、外来生物を自然に放さないようにします。
	▷ 特定外来生物の防除活動に参加します。
	▷ 自然観察会等に積極的に参加します。
事業者	▷ 貴重な動植物の生息・生育地での開発を回避するよう努めます。
	▷ 事業活動を通し、生物多様性への貢献に努めます。



生物多様性とは

生態系の基本的構成要素である野生生物は、その多様性によって生態系のバランスを維持していることから、自然環境を保全していくためには、生物相全体を保全することが重要です。特に絶滅のおそれのある種については、増殖に努め、個体数を回復していくことが求められています。釧路市では、タンチョウ、シマフクロウなどの希少種の増殖を進めています。



ラムサール条約登録湿地とは

ラムサール条約は 1971 年 2 月 2 日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。

この条約が定める国際的な基準に照らして、保全が必要とされる条約締結国の湿地は、「ラムサール条約登録湿地」として指定され、各国で湿地の保全活動が進められています。



釧路国際ウェットランドセンターとは

釧路国際ウェットランドセンターは、湿地の自然を守りつつ、その恵みを人の暮らしにいかす「湿地のワイズユース」の考え方とその具体的な方法を広めるため、地元釧路を中心に活動を行っている団体です。1993年に釧路市内で開かれたラムサール条約第5回締約国会議をきっかけに設立されました。

釧路国際ウェットランドセンターは、地域の登録湿地にかかわる地方自治体・国の機関や地域の大学、湿地保全関係の NGO や専門家などで構成されています。



2 自然の持続可能な利用



(1) 現状と課題

本市の多彩な自然環境は、酪農を主力とする農業生産、豊富な森林資源を有する林業、そして国内有数の水揚げ量を誇る水産業に恩恵をもたらしています。しかし、環境に配慮せず産業活動を進めると、野生鳥獣による農業被害・草地の質低下・森林の生育阻害・海洋ごみ等による漁場環境の悪化につながることから、自然の持続可能な利用に向けた取り組みを進める必要があります。

また、本市には指定文化財となっている多くの史跡や天然記念物等が自然と一体となっており、これらに身近にふれあうことができます。私たちに安らぎを与えてくれるその歴史・文化的環境を良好な状態で保全し、今後も活用していくため、環境整備や情報発信に努める必要があります。

(2) 目標と管理指標

「自然の持続可能な利用」については、数値目標は設定しません。

(3) 施策の方向性（★印は重点的な取り組み）

①持続可能な農林水産業の推進	
森林資源の循環利用	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 森林が持つ多面的機能の発揮を図る森林づくりを進めます。 ▷ 市有林を整備し間伐材の利活用に努めます。
水産資源の適切な保全管理★	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 廃網、ロープ、ワイヤー等処理し海洋汚染を防止します。 ▷ 「プラスチック・スマート」に賛同し、海洋プラスチックごみ問題に対する取り組みに参加協力します。
持続可能な農業	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 下水汚泥の農地利用を推進します。 ▷ 家畜排せつ物の適正処理指導を行います。 ▷ エゾシカによる農作物の被害を防止する対策を推進します。
②歴史・文化的環境の保全	
史跡や天然記念物の保護と活用	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 史跡や天然記念物などの指定文化財を保護するとともに、公園や緑地としての活用を進めます。 ▷ 文化的遺産を調査し、新たな文化財の発掘と保護に努めます。 ▷ 本市の文化財に対する理解を深めるための情報提供を行います。

(4) 市民・事業者の取り組み

市民	▷ 間伐材を利用した製品等を積極的に利用します。
	▷ レジ袋の削減などを通して、海洋プラスチックごみ問題に関心を深めます。
	▷ 史跡や天然記念物への関心と理解を深めます。
事業者	▷ 海洋や河川等公共用水域への不法投棄等を行いません。
	▷ 「プラスチック・スマート」に賛同し、海洋プラスチックごみ問題に対する取り組みに参加協力します。
	▷ 家畜の排せつ物は適正に処理します。



プラスチック・スマートとは

海洋プラスチックごみ問題については、地球規模での環境汚染が国際的にも懸念されています。政府も「プラスチック・スマート」を旗印に幅広い主体が連携協働して取り組みを進めていくよう、ロゴマークを設定するなどしてキャンペーンを展開しており、本市もこれに賛同しています。

さらに、これに関連し日本財団・環境省が5月30日（ごみゼロの日）～6月8日（世界海洋デー）前後までを「海ごみゼロウィーク」と定め、海洋ごみ削減に向けた全国一斉の清掃活動を推進しています。本市も「釧路市マチをきれいにする推進協議会」と連携し、本活動に参加しております。



Plastics
Smart



森林の持つ多面的機能

森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの極めて多くの多面的機能を有しており、私たちの生活と深くかかわっています。日本学術会議の答申では、森林には次のような機能があるとされています。

- | | |
|--------------------|--|
| ①生物多様性保全機能 | 遺伝子や生物種、生態系を保全するという、根源的な機能 |
| ②地球環境保全機能 | 二酸化炭素の吸収や蒸発散作用による、地球規模での自然環境調節 |
| ③土砂災害防止・
土壌保全機能 | 森林の下層植生や落枝落葉が地表の浸食を抑制、張り巡らされた根による土砂の崩壊を防除 |
| ④水源かん養機能 | 降水を貯留することによる洪水の緩和、川の流量安定、また雨水が森林土壌を通過することによる水質浄化 |
| ⑤快適環境形成機能 | 蒸発散作用等により気候を緩和、防風や防音、樹木の樹冠による塵埃の吸着、いわゆるヒートアイランド現象の緩和 |
| ⑥保健・レクリエーション機能 | フィトンチッドと呼ばれる樹木からの揮発性物質などによる健康増進効果、行楽やスポーツの場の提供 |
| ⑦文化機能 | 行楽や芸術の対象、伝統文化伝承の基盤、森林環境教育や体験学習の場としての役割 |
| ⑧物質生産機能 | 木材の生産、各種抽出成分、キノコの提供 |

このように森林は我々の生活を豊かにしてくれる役割を担っています。



1 大気環境の保全



(1) 現状と課題

大気汚染は、主に工場・事業場の固定発生源や自動車等の移動発生源からの汚染物質によって生じます。本市における大気汚染は都市型と産業型の複合型であり、主な原因には、工場・事業場の燃料使用及び排ガス、冬期間の暖房使用に伴って排出されるばい煙、自動車による排気ガスなどがあります。また、近年は微小粒子状物質（PM2.5）が大陸からの越境汚染により高濃度になることがあり、高齢者等の高感受性者に対する情報提供が求められます。

このことから、本市では大気の状態を常時監視するため、一般大気環境の測定局として昭和小局と高専局を管理運営し、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM2.5）について測定を実施しています。

悪臭は一般に多成分・低濃度の複合気体であり、人の嗅覚によって直接感知されるいわゆる感覚公害です。40万種以上あると言われる有臭物質の中で、腐敗臭のような人に不快感や嫌悪感を与える悪臭が工場・事業場などから排出され、周辺住民の生活環境を損なうと「悪臭公害」となります。

本市における主な悪臭の発生源には、製紙工場や魚粕・ミール工場などがありますが、近年は燃料費の高騰に伴い、廃材や廃油を利用したボイラー・ストーブを使用する事業者が増え、そこから発生する煙の臭気に関する苦情が増加しています。

(2) 目標と管理指標

	基準年度 2019年度	目標年度 2030年度
大気汚染に係る環境基準達成率	100%	100%

(3) 施策の方向性（★印は重点的な取り組み）

①大気汚染・悪臭の防止	
大気環境の現況把握	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 大気汚染物質・悪臭物質の測定を実施し、大気環境の的確な把握に努めます。
事業活動による大気汚染の未然防止★	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 公害防止協定を締結している工場・事業場等と協力し、大気汚染の未然防止に努めます。 ▷ 企業に対し、環境保全設備の導入を支援します。 ▷ マニュアル作成等により、事業者への公害関係法令に係る手続きを支援します。 ▷ 廃棄物の不適正な焼却を防止するため、法令等に基づく指導や啓発を進めます。 ▷ 廃材や廃油を利用したボイラー・ストーブの適正な使用や管理について、指導・啓発していきます。

PM2.5 対策	▷ PM2.5 の高濃度発生に伴う注意喚起が必要となった際は、北海道と連携し迅速に対応します。
自動車交通対策	▷ 公共交通機関の利便性向上や、歩道・自転車道の整備など、環境負荷の低い交通体系の構築に努めます。 ▷ エコドライブやエコカーの普及を推進します。
アスベスト対策	▷ 市有施設におけるアスベスト使用の状況を把握し、飛散防止に努めます。 ▷ 関係機関と連携・協力して、建築物の解体現場などから大気中への飛散防止対策の徹底を図ります。

(4) 市民・事業者の取り組み

市民	▷ 自動車を運転する際はエコドライブを実践し、買い替えの際はエコカーの購入を検討します。
	▷ ごみの野焼きは行いません。
	▷ 薪ストーブを使用する際は、燃料を適切に管理し、過剰に煙が発生しないよう努めます。
事業者	▷ ごみの野焼きは行いません。
	▷ 廃材や廃油を燃料とする際は、燃料を適切に管理し、過剰な煙や有害物質が発生しないよう努めます。
	▷ 事業活動における大気汚染物質の排出削減、悪臭の防止に努めます。



ごみの野焼きは禁止です！

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により一部の例外を除き、ごみの焼却は禁止されています。これに違反し、ごみの焼却をした場合、「5年以下の懲役、1千万円以下の罰金、又はこの併科」の対象となりますので、ご注意ください。

また、平成13年4月1日より法律が改正され、「廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却」・「公益上若しくは社会の習慣上やむを得ない廃棄物の焼却」・「周辺地域の環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却」による場合を除き、廃棄物の焼却はしてはならないことになりました。したがって、石油缶やドラム缶、土管はもちろん、簡易焼却炉などを使いごみを焼却することは禁止され、違反した場合は上記の罰則の対象となります。



やめて!



2 水環境の保全



(1) 現状と課題

水は、飲用のほか、日常生活、農水産業、工業などいろいろな目的で利用されており、人の生活に必要な不可欠なものの一つです。また、野生生物の生息のためにも良好な水環境が必要です。この大切な水が、事業場排水や生活排水などからの有機物や有害な物質によって汚染されることを水質汚濁といいます。河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質汚濁を防止するため、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と、水系ごとに類型を指定する生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）が設定されています。本市では環境基準の水域類型が指定されている新釧路川・釧路川・阿寒川・春採湖・阿寒湖・釧路海域のほか、それらの支川などについても北海道と協力して調査を行い、水環境の現況把握に努めています。

近年は下水道の普及に伴い、汚濁の原因となる生活排水の処理率は市内全体で90%を超えています。下水道の区域外においては汲み取り便槽や単独処理浄化槽を使用している、いわゆる未水洗化世帯が多く残っており、合併処理浄化槽への転換推進が課題となっています。

(2) 目標と管理指標

	基準年度 2019年度	目標年度 2030年度
河川の水質汚濁に係る環境基準（BOD） 達成率	100%	100%
生活排水処理率※	94.5%	94.9%

※市内の人口のうち、下水道に接続または合併処理浄化槽を使用している人口の割合。

(3) 施策の方向性（★印は重点的な取り組み）

①水質汚濁の防止	
水環境の現況把握	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 公共用水域等における水質汚濁物質の測定を実施し、水環境の的確な把握に努めます。
事業活動による水質汚濁の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 公害防止協定を締結している工場・事業場等と協力し、水質汚濁の防止に努めます。 ▷ マニュアル作成等により、事業者への公害関係法令に係る手続きを支援します。 ▷ 水道水源保全のための普及啓発を行います。 ▷ 企業に対し、環境保全設備の導入を支援します。
生活排水の適正処理★	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 未水洗化世帯への下水道接続及び合併処理浄化槽設置を促進していきます。 ▷ 単独処理浄化槽からの転換促進を図るとともに、浄化槽の適正管理を推進します。 ▷ 下水道施設等の適正な管理運営を進めます。

(4) 市民・事業者の取り組み

市民	▷ 下水道整備済の区域においては、公共下水道への早期接続に努めます。
	▷ 下水道事業計画区域外においては、合併処理浄化槽の設置に努めます。
	▷ 単独処理浄化槽の設置者は、合併処理浄化槽への転換を検討します。
	▷ 浄化槽設置者は、法令に基づいた各種点検・清掃の実施に努めます。
事業者	▷ 事業活動における水質汚濁物質の排出削減に努めます。
	▷ 単独処理浄化槽の設置者は、合併処理浄化槽への転換を検討します。
	▷ 浄化槽設置者は、法令に基づいた各種点検・清掃の実施に努めます。
	▷ 家畜排せつ物が河川に流出しないよう努めます。



浄化槽の法定検査

浄化槽を使用する人は、浄化槽法により法定検査を受けることが義務付けられています。法定検査には、新たに設置された浄化槽について工事が正しく行われたかを確認する検査（法第7条検査）と、毎年1回浄化槽の維持管理が適切に行われているかを確認する検査（法第11条検査）があります。

浄化槽を使用する人はこのほかにも、浄化槽の状態を適切に保つための「保守点検」と、浄化槽の中の汚れを洗浄する「清掃」が法律で義務付けられています。

浄化槽を適切に維持管理して、水環境の保全に努めましょう。



汚れた川をきれいにするには？

汚れた水をそのまま流した場合、魚が住める水質（BOD 5mg/L以下）にするにはバスタブ（300L）何杯分の水が必要でしょうか。

流したもの		バスタブ何杯分？
使用済みてんぷら油 (20mL)		20杯
牛乳コップ1杯 (200mL)		11杯
ビールコップ1杯 (180mL)		10杯
じゃがいも味噌汁1杯 (180mL)		4.7杯
コメのとぎ汁1回目 (500mL)		4杯

出典：環境庁生活雑排水対策推進指導指針

3 音環境の保全



(1) 現状と課題

騒音・振動は人の感覚に直接影響を与え、日常生活の快適さを損なうことで問題になることが多く、感覚公害と呼ばれています。とりわけ騒音は、発生源が工場・事業場、建設作業や交通機関、さらには私たちの家庭生活によるものまで多種多様です。振動は、工場・事業場、建設作業、道路などから発生する振動が主に地盤を媒体として伝わり、周辺住民の生活環境に影響を与えるもので、その発生源は騒音とほぼ同一であり、騒音とともに発生することが多くなっています。

本市における騒音に関する苦情としては、建設作業によるものが最も多く、また、住宅と近接している工場・事業場からの騒音についても苦情が寄せられています。近年では、生活様式の多様化に伴い、日常生活に起因する近隣騒音などによる苦情が寄せられています。

これらの音環境の把握のため、本市では一般環境騒音、自動車騒音・振動、航空機騒音の測定を実施しています。

(2) 目標と管理指標

	基準年度 2019年度	目標年度 2030年度
一般地域における騒音に係る環境基準の達成率	100%	100%
自動車騒音に係る環境基準達成率 (昼夜とも達成)※	98.0%	100%

※評価する区間の道路端から50mの範囲内にあるすべての住居等（事務所ビルや工場は対象外）のうち、環境基準を達成していると推計される戸数の割合。

(3) 施策の方向性（★印は重点的な取り組み）

①騒音・振動の防止	
音環境の現況把握	▷ 一般環境騒音、自動車騒音・振動、航空機騒音の測定を実施し、騒音振動的確な把握に努めます。
事業活動による騒音振動の未然防止	▷ 公害防止協定を締結している工場・事業場等と協力し、騒音振動の防止に努めます。
	▷ 関係法令に基づく特定事業場や特定建設作業に対し、規制や指導を実施します。
	▷ 企業に対し、環境保全設備の導入を支援します。
	▷ マニュアル作成等により、事業者への公害関係法令に係る手続きを支援します。
自動車交通対策	▷ 公共交通機関の利便性向上や、歩道・自転車道の整備など、環境負荷の低い交通体系の構築に努めます。
	▷ エコドライブを推進します。

(4) 市民・事業者の取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none">▷ 自動車を運転する際はエコドライブを実践し、買い替えの際はエコカーの購入を検討します。▷ 近隣に配慮し、過度な生活騒音を出しません。
事業者	<ul style="list-style-type: none">▷ 事業活動における騒音・振動の低減に努めます。▷ 建設作業等においては、低騒音・低振動型の建設機械を使用するよう努め、周辺住民への周知を徹底します。



エコドライブ10のすすめ

「エコドライブ」は自動車から排出される温室効果ガスを削減するだけでなく、自動車から発生する騒音の低減も期待できます。警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省で構成するエコドライブ普及連絡会では、エコドライブの普及・推進のため「エコドライブ10のすすめ」を策定しています。

1. 自分の燃費を把握しよう
2. ふんわりアクセル「eスタート」
3. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
4. 減速時は早めにアクセルを離そう
5. エアコンの使用は適切に
6. ムダなアイドリングはやめよう
7. 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
8. タイヤの空気圧から始める点検・整備
9. 不要な荷物はおろそう
10. 走行の妨げとなる駐車はやめよう



以上のうち、できることから実践し、エコドライブを始めてみましょう。

4 快適な生活環境の確保



(1) 現状と課題

近年の公害苦情は、産業活動に関するものに加え、身近な市民生活によるものも増えてきており、法令で対応しきれないものは当事者同士のコミュニケーションを図り、解決していくことが重要です。また、我々の身の回りには多種多様な化学物質は、日常生活や事業活動に恩恵を与える一方で、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものもあります。これら化学物質の排出抑制はもとより、排出量の実態把握が重要となります。

(2) 目標と管理指標

「快適な生活環境の確保」について、数値目標は設定しません。

(3) 施策の方向性（★印は重点的な取り組み）

①公害防止対策	
公害の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 公害防止協定を締結している工場・事業場等と協力し、公害の未然防止に努めます。 ▷ 公害関係法令に係る届出の受付審査をし、規制基準などの指導を行います。 ▷ 企業に対し、環境保全設備の導入を支援します。 ▷ 公害苦情の受付及び発生源への指導等を行います。 ▷ 特定建設作業等に関する届出を徹底させ、現況の把握と現場周辺への周知を図ります。 ▷ マニュアル作成等により、事業者への公害関係法令に係る手続きを支援します。
②有害化学物質汚染の防止	
有害化学物質汚染の現況把握	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 北海道と連携し、大気・水・土壌などに含まれる有害化学物質の的確な把握に努めます。
事業活動による有害化学物質汚染の未然防止★	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 廃棄物の不適正な焼却を防止するため、法令等に基づく指導や啓発を進めます。 ▷ 農薬等による土壌の汚染等を防止するため、農地や公共施設などにおける農薬等の適正な使用と管理に努めます。 ▷ 公共事業等における有害化学物質汚染の防止に努めます。 ▷ 公共施設における有害化学物質の使用状況把握と、適正な処分に努めます。 ▷ 産業廃棄物処理施設の設置者と「環境保全に関する協定」締結し、環境への配慮を推進します。 ▷ 有害ごみの適正処理を推進します。

(4) 市民・事業者の取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 近隣とのコミュニケーションに努めます。 ▷ ごみの分別方法や排出方法を理解し、有害ごみを適切に排出します。 ▷ 近隣に配慮し、過度な生活騒音を出しません。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 地域住民とのコミュニケーションに努めます。 ▷ 公害苦情が発生した場合は速やかに対処します。 ▷ 化学物質を適正に管理・使用し、国等へ報告します。 ▷ 農薬の適正使用に努めます。 ▷ 有害ごみの適正処理を行います。



建設工事のその前に

建設作業を行う場合は、必ず周辺住民に対して作業内容や工期について十分な説明を行ってください。説明が無かったり、説明が不足すると周辺住民の感情を害し、トラブルの原因となっています。騒音や振動の程度に応じてできるだけ広範囲に周知を行い、低騒音型の機械や工法を採用するなどして、周辺的生活環境保全に努めてください。

また、騒音規制法・振動規制法に基づく特定建設作業にあたる工事（作業）を実施する際は、事前の届出が必要です。さらに、釧路市においてはこれに該当しない建設作業（1日を超えない作業、指定地域外の作業等）についても「釧路市建設作業指導要綱」に基づく報告書を提出する必要があります。法令等十分留意の上、工事に着手してください。



5 良好な景観形成の推進



(1) 現状と課題

景観は、日常生活や事業活動、自然・歴史・文化などの周辺環境が重なり合って形をなす佇まいであり、潤いのある個性豊かなまちづくりには不可欠なものです。

本市は、優れた自然の風景地である阿寒摩周、釧路湿原の2つの国立公園をはじめ、阿寒・音別地域における森林や田園、丘陵などの自然景観とともに、幣舞橋や釧路フィッシャーマンズウォーフMOOが立地する都市的景観を有しています。このような良好な景観を保全するため、建築物等の新築、増改築等に対して、周辺景観との調和について協力を求めるなどの対応を図ってきました。

2008年（平成20年）には、より一層の景観施策を推進するため、本市は、景観法に基づく景観行政団体となり、2009年（平成21年）には、釧路市景観計画を策定しました。今後は、釧路市景観計画に基づく実効性ある施策を進め、多彩な景観資源を守り、育て、その価値を高めながら将来世代へと引き継ぐことが重要となります。

(2) 目標と管理指標

「良好な景観形成の推進」について、数値目標は設定しません。

(3) 施策の方向性（★印は重点的な取り組み）

①良好な景観の形成	
景観法に基づく行為の届出の受理	▷ 景観法に基づく行為の届出を受け、景観形成基準に基づき良好な景観形成を誘導します。
景観形成推進区域の保全	▷ 地域の景観特性を生かすため、景観形成推進区域の保全を図り、周辺景観との調和を求めます。
景観重要建築物、景観重要樹木の指定	▷ 特徴的な外観を有し、地域のシンボルとなる建築物や樹木を指定し、これらの良好な保全に努めます。
景観づくりの普及、啓発	▷ 景観づくりに関する普及、啓発活動を行い、景観に対する市民意識の向上を図ります。

(4) 市民・事業者の取り組み

市民	▷ 景観への関心と理解を深めます。
事業者	▷ 建築物の設計や建設に際して、周辺景観との調和を図ります。



釧路市景観ギャラリー



6 ゆたかな緑とふれあえる水辺の確保



(1) 現状と課題

本市の主な緑は、豊かな自然環境を有する森林や湿原、平野部の農地、自然と市街地を結ぶ河川、そして市街地やその周辺の緑地から構成されています。

これらの緑化を推進するため、公園・緑地の整備を行うとともに、市街地周辺に存在する本市の恵まれた自然環境とのつながりにも配慮しながら、市民・事業者と連携協力した緑化活動等を進める必要があります。

(2) 目標と管理指標

本計画においては「ゆたかな緑とふれあえる水辺の確保」に関する目標値を設定しませんが、参考までに「釧路市緑の基本計画」における目標値を掲載いたします。

(参考)「釧路市緑の基本計画」における目標

	基準年度 2019 年度	目標年度 2040 年度
市街地に占める緑地面積	616ha	619ha
市民、事業者、行政の協働で維持管理する公園数	延べ 126 箇所	延べ 132 箇所
改修や更新を行う公園数	概ね 20 年間で 130 箇所	

(3) 施策の方向性 (★印は重点的な取り組み)

①緑化による環境保全	
貴重な自然資源の維持保全の継続	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 釧路湿原や阿寒湖周辺の森林等を、周辺市町村や関係機関と連携しながら維持保全に努めます。 ▷ 阿寒湖周辺を観光地として自然と身近にふれあえる環境を創出します。 ▷ 阿寒地域、音別地域の大部分及び釧路地域外延部に見られる豊かな森林資源や阿寒川、舌辛川、音別川等の河川環境を、動植物の多様性に配慮しながら維持保全を図ります。
市街地の緑の保全	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 新釧路川、釧路川、仁々志別川、阿寒川等の川沿いの緑を維持保全します。 ▷ 春採湖や武佐の森緑地等の貴重な自然環境を維持保全します。 ▷ 既存の公園緑地等の適切な維持管理に努めるとともに、地域住民と協力して行う花壇づくり等の緑化活動を継続して行います。

環境維持機能を持つ緑の保全	▷ 釧路地域郊外にある国立公園地域界までの湿地帯において、現況植生の維持について配慮します。
	▷ 「グリーンインフラ」に関する取り組みを進めます。

②健康、レクリエーション機能の維持	
公園等の整備及び効率的な維持管理	▷ 公園等を継続して整備するとともに、社会経済状況の変化に対応した適正な公園配置を行います。
	▷ 多様な主体による管理体制の強化を図りながら、公園等の効率的な維持管理を行います。
	▷ 身近な緑の拠点としての山花公園、釧路大規模運動公園及び阿寒丹頂の里、音別憩いの森等について、利用者のニーズ変化に対応した施設の管理運営に努めます。
	▷ 釧路川リバーサイド緑地や市街地郊外で自然とふれあえる緑地等、市民に潤いを与える緑の保全に努めます。
	▷ 山花公園や仁々志別川の緑地等を結ぶレクリエーションネットワークを形成する釧路阿寒自転車道の適切な維持管理を図ります。
	▷ 既存の公園等の機能の集約や再編、長期未整備公園の廃止を含めた見直しを検討します。
親水性豊かな水辺の整備・管理	▷ 千代ノ浦マリパーク等、地域特性を生かした親水性豊かな水辺の整備・管理を進めます。

(4) 市民・事業者の取り組み

市民	▷ 「公園里親制度」を活用し、公園の清掃、草刈、花壇づくり等に取り組みます。
	▷ 自宅の庭への植栽や、花壇づくりなど、身のまわりの緑を増やします。
	▷ 講習会や体験学習会に積極的に参加します。
	▷ 植樹育樹活動に参加します。
事業者	▷ 「公園里親制度」を活用し、公園の清掃、草刈、花壇づくり等に取り組みます。
	▷ 事業所敷地の緑化に努め、周辺地域の美化を推進します。
	▷ 植樹育樹活動を実施・参加します。



グリーンインフラ

グリーンインフラは、米国で発案された社会資本整備手法で、自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用するという考え方を基本としており、近年欧米を中心に取り組みが進められています。導入目的や対象は、国際的に統一されておらず、非常に幅広いのが現状です。

釧路市においては社会資本整備や土地利用等のハード、ソフト両面において、緑の多様な機能を活用するとともに、市街地の更新・公共施設の再編・民間開発等の際、市民・事業者・行政が連携し、計画的に公園緑地等を整備・誘導する形でグリーンインフラの取り組みを進めていきます。

グリーンインフラの事例：気候変動への対応（ヒートアイランド対策）、雨水の貯留浸透、火災の延焼防止機能等

1 環境教育・環境学習の推進



(1) 現状と課題

環境問題を解決するためには、環境教育・環境学習の促進により、一人一人が環境への理解を深め、日常生活や事業活動において、環境に配慮した行動を実践することが何より重要です。

本市では、将来地域の担い手となる小・中学生が、釧路市の良好な環境を保全するための行動ができる力を育むことを目的に、様々な環境教育や自然体験による学習を実施しているほか、市民、事業者の環境保全意識の向上を図るための取り組みも実施しています。

釧路市の良好な環境をこれからも保全していくためには、環境教育の一層の充実と一人一人の環境保全意識向上への意識啓発強化を図る必要があります。

(2) 目標と管理指標

	基準年度 2019 年度	目標年度 2030 年度
学校版環境 ISO の実施割合	100%	100%

(3) 施策の方向性（★印は重点的な取り組み）

①学校における環境教育の推進

環境意識の向上★	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 釧路市学校版環境 ISO による環境行動に取り組みます。 ▷ 校区や公園のごみ拾いによる環境美化活動を推進します。 ▷ 紙や牛乳パック等、身近な資源物のリサイクル活動を推進します。 ▷ 環境にやさしいエコ文具やリサイクル製品、パネル展示等のグリーン購入の普及啓発を行います。
環境学習の機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 環境関連の施設見学、自然体験を行う機会の確保に努めます。 ▷ 児童向けに地球温暖化とその対策について理解を深めるイベントの実施に努めます。 ▷ 動物園や博物館、音別町体験学習センターにおける展示・体験内容の充実を図ります。

②環境保全意識の向上

こどもエコクラブ活動の普及	▷ 小・中学生によるこどもエコクラブ活動を普及・支援します。
環境学習への支援★	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 環境学習会、自然観察会などの多様な機会の確保に努めます。 ▷ 環境関連イベントでの展示等による普及啓発を行います。 ▷ 市職員を講師として派遣する出前講座を充実します。 ▷ 図書館等の社会教育施設で環境関連資料の収集、展示をします。

③環境情報の充実	
環境の現況や施策の公表	▷ 環境の現況や施策の実施状況を「釧路市環境白書」に取りまとめて公表します。
環境情報の発信	▷ 環境に関する情報を収集するとともに広報紙やホームページ等、さまざまな媒体を用いて、分かりやすい環境情報の発信に努めます。

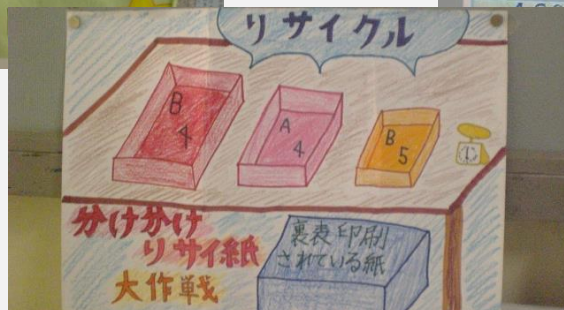
(4) 市民・事業者の取り組み

市民	▷ 環境学習会や自然観察会などに積極的に参加します。
	▷ 図書館等の社会教育施設で行う展示やイベントに参加します。
	▷ 「釧路市環境白書」等を活用し、環境へ理解と関心を深めます。
事業者	▷ 研修等による環境意識の向上に努めます。
	▷ 環境学習会等への支援を行います。
	▷ 環境に関するイベントに参加します。



学校版環境ISOの取り組み

子どもたちのさらなる環境意識の向上を図ることを目的とし、従来各学校で行われてきた環境に対する教育・取り組みの中に、国際規格 ISO14001 の「計画」・「実施」・「点検」・「見直し」のサイクルを取り入れた「学校版環境ISO」を市内全小中学校で実施しています。各学校では子どもたちが主体となり、ごみの分別・減量、校内外の清掃、花壇の整備などの取り組みを設定し実践しています。



2 環境保全活動の推進



(1) 現状と課題

環境問題を解決するためには、市民参加を前提として、市・市民・事業者・市民団体等が相互に連携を図り、広域的な取り組みを必要とする課題では、近隣自治体や国・北海道などと連携して対処することが肝要です。

このことから、本市では環境保全活動を担える人材を育成するため必要な支援を行うほか、環境や廃棄物などに関する重要事項を審議する各種審議会への市民参加を促す一環として、委員の公募を行っています。

また、広域連携としては、釧路湿原や釧路川流域等の自然環境保全を目的とした協議会の運営や、ごみの焼却処理に伴う環境負荷の削減を目的とした広域ごみ焼却施設の共同運営が行われています。

今後においては、市民の自主的な環境保全や環境政策形成への活動参加を促すとともに、関係機関と緊密に連携を図りながら、本市の総合的な環境の向上を図るため、地域が一体となった環境保全活動を推進する必要があります。

(2) 目標と管理指標

「環境保全活動の推進」について、数値目標は設定しません。

(3) 施策の方向性（★印は重点的な取り組み）

①協働による環境保全活動の推進	
環境政策形成への市民参画	▷ 環境に関する各種審議会委員の公募等により、市民の参画を促進します。
広域連携による施策の推進	▷ 広域的な取り組みを必要とする施策等について、近隣自治体・広域連合・国・北海道などの関係機関と連携した取り組みを進めます。
	▷ 北海道などの関係機関と連携した取り組みを進めます。
②市民等による環境保全活動への支援	
環境保全活動への支援	▷ 環境保全に関連する市民団体等の育成、支援を進めます。
	▷ 地域における環境保全活動への市民参加や協働の機会の充実を図ります。

(4) 市民・事業者の取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 環境保全活動に積極的に参加します。 ▷ 環境施策に係る市民参画の機会には積極的に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 地域との連携を深めるとともに、事業活動の特性、専門性を活かし、環境保全に寄与するよう努めます。 ▷ 事業活動において、環境マネジメントシステムを導入する等、効果的な環境保全の取り組みに努めます。



地域循環共生圏とは

2018年4月に閣議決定した国の第五次環境基本計画にて提唱された「地域循環共生圏」とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。



出典：環境省 環境白書

計画の

推進に向けて

5

第1節 計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

① 釧路市環境対策推進会議

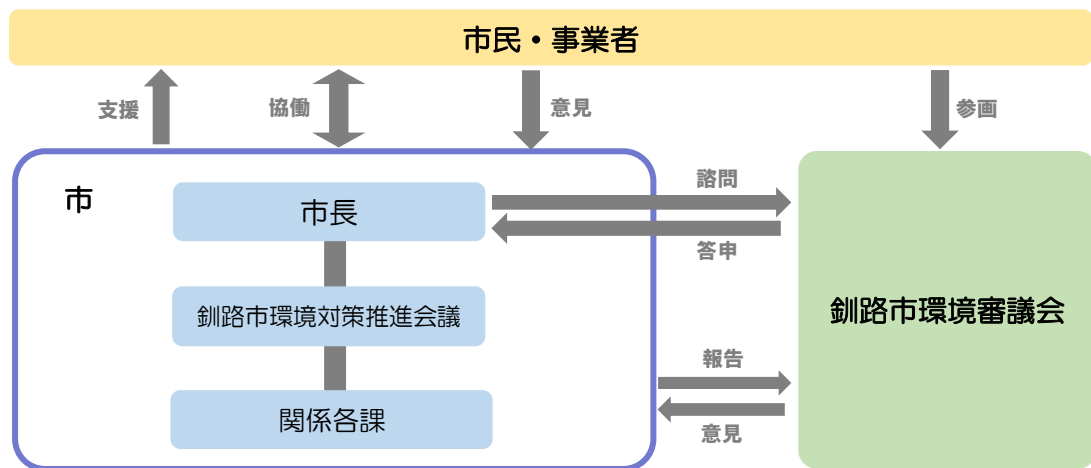
市において、市役所各部各課が一体となって総合的・計画的に本計画の推進に取り組む必要があることから、「釧路市環境対策推進会議」を中心とし、関係各課間の調整を図ります。

② 釧路市環境審議会

市民及び有識者から構成される「釧路市環境審議会」は、本計画に関することや、環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査・審議します。

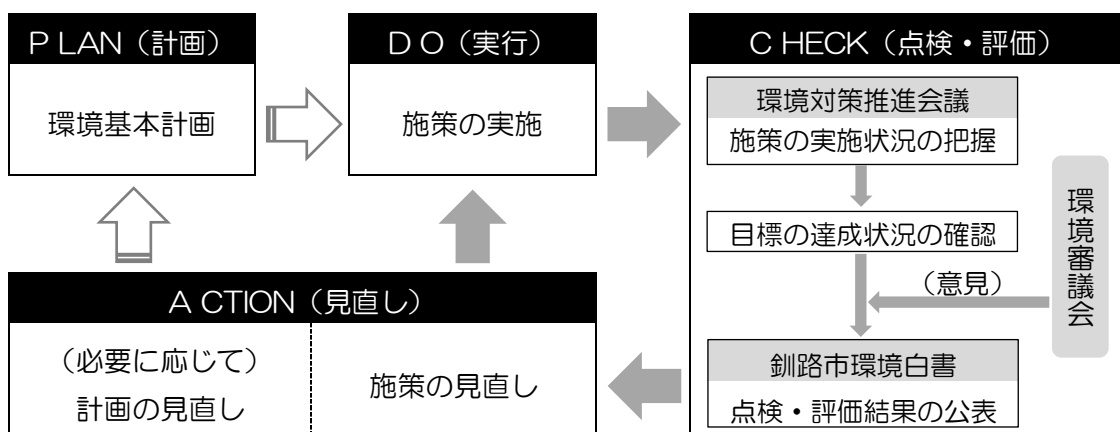
③ 市民参加

環境基本計画の施策等を推進するにあたって、市民の理解や意見の反映に努めます。また、市・市民・事業者が協働して、環境保全に関する取り組みを進めていきます。



2 進行管理

計画の進行管理はPlan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（見直し）のPDCAサイクルで行います。



第2節 各主体に求められる役割

1 市民・事業者

PLAN (計画)	▷ 市民・事業者は本計画に関心を持ち、計画策定のためのアンケートやパブリックコメント等をとおして計画づくりに参加します。
DO (実行)	▷ 本計画で示している市民・事業者の取り組みを参考にしながら、環境に配慮した活動に努めます。
CHECK (点検・評価)	▷ 市の発行する「釧路市環境白書」やホームページ等に目を通し、必要に応じて意見を述べます。

2 市

PLAN (計画)	▷ 市民・事業者の意見を十分に反映した計画を策定します。
	▷ 計画を見直した際は、その結果に基づき次年度以降の取り組みを検討します。
DO (実行)	▷ 市の推進する取り組みとして示したものについて積極的に実践します。
	▷ 重点的な取り組みとしているものは、優先的に推進します。
CHECK (点検・評価)	▷ 事務局及び釧路市環境対策推進会議は、関係各課における施策の進捗状況を取りまとめ、釧路市環境審議会に報告します。
	▷ 環境の状況や施策の進捗等をまとめた「釧路市環境白書」を発行し、ホームページ等で公表します。
ACTION (見直し)	▷ 環境審議会の意見等を受け、必要に応じて本計画の見直しを行います。

3 釧路市環境審議会

PLAN (計画)	▷ 釧路市環境基本条例 第32条に基づき、審議会は市長の諮問に応じ、本計画に関することについて調査審議します。
DO (実行)	▷ 各主体の取り組みを推進するための提案や助言を行います。
CHECK (点検・評価)	▷ 計画の進捗状況について確認し、意見を述べます。

資料編

1 釧路市環境基本条例

釧路市環境基本条例（平成17年10月11日 釧路市条例第128号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等（第7条—第9条）

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第10条—第29条）

第4章 地球環境保全及び国際協力（第30条・第31条）

第5章 環境審議会（第32条）

附則

釧路市は、広大な太平洋に臨み、タンチョウをはじめ数多くの野生生物が生息する国際的にも貴重な釧路湿原などのすぐれた自然にいだかれ、そのかけがえのない環境から絶えることなく豊かな恵みを受けつつ、今日まで発展してきた。

一方、今日の私たちの社会は、豊かさや利便性が高まった反面、日常生活や経済活動等の人の営みが拡大し、大量の資源やエネルギーが消費され、環境への負荷が増大し、その影響は地域の環境のみならず、今や人類の生存基盤である地球環境全体に及びまでに至った。

もとより、すべての市民は、環境からの恵沢を受け良好な環境の下に生活する権利を有しており、将来にわたりこの環境を健全で恵み豊かなものとして次の世代に引き継いでいくことは、私たちの願いであり、また、責務でもある。

このため、私たちは、地域の自然環境や生活環境を良好なものとするとともに、環境への負荷を増大させている現在の経済社会構造のあり方や生活様式を見直し、かけがえのない地球に生きるものの一員としての自覚の下に地球環境の保全に貢献していかなければならない。

このような考え方に立って、市、事業者及び市民のすべてが、環境の問題を自らの課題として認識し、それぞれの責任の下に相互に連携しながら役割を果たしていくことにより、環境への負荷を低減するとともに、循環を基調とした持続的発展が可能な社会をつくるため、釧路市環境基本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動によ

る地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべての者がそれぞれの責任を認識し、公平な役割分担の下、自主的かつ相互に連携協力して推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が実現されるように行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するうえで重要であることから、すべての者が自らの課題であることを認識し、日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市民の意見を適切に反映して、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、自ら率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、廃棄物となった場合に適正な処理が図られるように必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動において再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境に与える影響を認識し、自ら環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、廃棄物の適正処理及び排出の抑制、資源やエネルギーの節減及び環境への負荷の低減に資する製品等の利用に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、その日常生活において、環境に与える影響を認識し、自ら環境への負荷の低減

に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 人の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

(2) 人と自然との共生を図るため、生物の多様性を保全するとともに、湿原、水辺地等多様な自然環境を適正に保全すること。

(3) 地域の特性を生かした良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保全等により、潤い、ゆとり、安らぎ等心の豊かさを感じられる環境を確保すること。

(4) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的利用並びにエネルギーの有効利用等により、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図ること。

(5) 地球環境保全のため、地域における環境への負荷の低減を進めるとともに、国際協力を推進すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱その他必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を適切に反映するとともに、釧路市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
(釧路市環境白書)

第9条 市長は、毎年、環境の現況及び環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにするため、釧路市環境白書を作成し、公表しなければならない。

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(市の事業に係る環境への配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施に当たっては、環境への負荷が低減されるよう、十分に配慮するものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第12条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造に資する措置をとることを促進するため必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずよう努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、市民又は事業者に適正な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。

(環境影響評価)

第13条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備等)

第14条 市は、廃棄物処理施設、下水道その他の環境の保全上の支障を防止するための施設の整備を推進するように努めるものとする。

2 市は、公園、緑地等の公共的施設の整備その他の快適な環境の維持及び創造に資する事業を推進するように努めるものとする。

(市民及び事業者の活動の促進)

第15条 市は、市民及び事業者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び学習の推進)

第16条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深め、自発的に活動することを促進するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習(以下「環境教育及び学習」という。)の推進に努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、特に将来を担う世代について、積極的に環境教育及び学習を推進するように努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第17条 市は、市民及び事業者の自発的な活動の促進並びに環境教育及び学習の推進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を収集し、これを適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究の実施)

第18条 市は、環境に関する現状を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な調査研究の実施及びその成果の活用に努めるものとする。

(監視等の体制整備)

第19条 市は、環境に関する現状を把握し、環境の保全及

び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定及び検査等の体制の整備に努めるものとする。

(自然環境の保全)

第20条 市は、タンチョウ、シマフクロウその他野生生物の保護管理並びに釧路湿原、春採湖をはじめとする湿原、森林、水辺地その他の多様な自然環境の保全及び適正な利用の促進が図られるように努めるものとする。

(公害の防止)

第21条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全が図られるよう、公害を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(快適な都市空間の形成)

第22条 市は、安らぎと潤いのある快適な都市空間の形成を図るため、歴史的文化的遺産の保全及び水辺の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(良好な景観の形成)

第23条 市は、自然と調和した、地域の特性を生かした良好な景観を形成するために必要な措置を講ずるものとする。

(緑化の推進)

第24条 市は、緑豊かな生活環境の確保が図られるよう、緑化を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(都市美化の推進)

第25条 市は、ごみの投棄や散乱の防止等都市美化を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の発生の抑制及び資源の循環的利用等の推進)

第26条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の発生の抑制及び適正処理、資源の循環的利用並びにエネルギーの有効利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の発生の抑制及び適正処理、資源の循環的利用並びにエネルギーの有効利用に努めるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用が促進されるように努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との連携協力)

第27条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たり、国、他の地方公共団体等との連携協力に努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、釧路湿原の保全等特に広域的に取り組む必要があるときは、関係する地方公共団体等との連携協力に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第28条 市は、その機関相互の施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第29条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

第4章 地球環境保全及び国際協力

(地球環境保全の推進)

第30条 市は、地球環境保全に資するため、地球温暖化の防止、生物の多様性の保全等に関する施策の積極的な推進に努めるものとする。

(国際協力の推進)

第31条 市は、国及び他の地方公共団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

2 市は、特に自然環境保全に関し、国際機関、国及び他の地方公共団体その他関係する団体等と連携して、情報交換、調査研究及び人材交流等を行うことにより国際協力の推進が図られるように努めるものとする。

第5章 環境審議会

(釧路市環境審議会)

第32条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、釧路市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、市長が委嘱し、又は任命する委員18人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

6 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に調査委員を置くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月11日から施行する。

2 策定経過

令和元年 6月11日	令和元年度第1回釧路市環境審議会 ・第2次釧路市環境基本計画の策定について
令和元年 7月 3日	令和元年度第1回釧路市環境対策推進会議 ・第2次釧路市環境基本計画の策定について
令和元年 9月26日	令和元年度第1回環境基本計画専門部会 ・第2次釧路市環境基本計画の策定について ・市民・事業者アンケートについて
令和元年10月 8日	令和元年度第2回釧路市環境審議会 ・市民・事業者アンケートについて
令和元年11月29日 ～12月30日	市民・事業者アンケート調査実施 ・市民アンケート回答率 37.4% ・事業者アンケート回答率 30.2%
令和2年 7月 1日	令和2年度第1回釧路市環境審議会 ・市民・事業者アンケートの結果報告について ・第2次釧路市環境基本計画の骨子について
令和2年 8月17日	令和2年度第1回環境基本計画専門部会 ・市民・事業者アンケートの結果報告について ・第2次釧路市環境基本計画の骨子について
令和2年 8月19日	令和2年度第1回釧路市環境対策推進会議 ・第2次釧路市環境基本計画の骨子について
令和2年10月15日	令和2年度第2回環境基本計画専門部会 ・第2次釧路市環境基本計画たたき台について
令和2年11月 5日	令和2年度第2回釧路市環境審議会 ・第2次釧路市環境基本計画の素案（案）について
令和2年11月17日	令和2年度第2回釧路市環境対策推進会議 ・第2次釧路市環境基本計画の素案（案）について
令和2年12月 日（予定） ～令和3年 1月 日	パブリックコメント実施
令和3年 2月 日（予定）	釧路市環境審議会に諮問 ・第2次釧路市環境基本計画について
令和3年 2月 日（予定）	釧路市環境審議会からの答申 ・第2次釧路市環境基本計画について
令和3年 3月 日（予定）	第2次釧路市環境基本計画策定

3

釧路市環境審議会名簿

氏名	所属及び役職等
神田 房行	北方環境研究所所長
伊原 禎雄	国立大学法人北海道教育大学釧路校教授
浦家 淳博	国立高等専門学校機構釧路工業高等専門学校教授
佐藤 彰治	国立高等専門学校機構釧路工業高等専門学校教授
小林 聡史	釧路公立大学教授
伊藤 明日佳	弁護士法人笠井・伊藤法律事務所弁護士
藤原 厚	環境カウンセラー
田邊 仁	環境省北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所所長
井戸井 毅	北海道釧路総合振興局くらし・子育て担当部長
角田 憲治	春採湖の会会長
大西 英一	釧路自然保護協会副会長
板 明子	釧路市連合町内会副会長
新井田 利光	一般財団法人前田一步園財団理事長
三東 恵理子	釧路家庭生活カウンセラークラブ副会長
西村 智久	釧路商工会議所都市イメージアップ委員会委員長
穂積 貴美子	釧路市女性団体連絡協議会副会長
渡邊 景子	市民公募
片桐 敬子	市民公募

(令和3年3月現在)

4 諮問・答申

釧路市環境審議会による諮問等を経た後、
諮問書及び答申書を掲載予定

5 用語集

あ行

アスベスト（石綿）

アスベストは天然に存在する繊維状の鉱物。耐火性、断熱性などに優れているため、暖房パイプの被覆、建築材など広く利用されていた。繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、日本では、大気汚染防止法により、1989年（平成元年）に「特定粉じん」に指定され、現在は使用等が禁止されている。

か行

海洋プラスチックごみ問題

海洋に流出したプラスチックごみが世界的な課題となっており、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしている。

陸でのポイ捨て、屋外に放置されたままの不適正な管理等により、雨や風によって河川を通じて海に入ることが主な原因である。環境省発行の令和2年環境白書によると、世界全体で毎年約800万トンのプラスチックごみが海洋に流出しているとの報告があり、2050年には海洋中のプラスチックごみの重量が魚の重量を超えると試算されている。

合併処理浄化槽

し尿や雑排水を微生物の力で処理する設備。し尿のみを処理するものを単独浄化槽というのに対し、し尿と雑排水を合わせて処理するものを合併処理浄化槽という。

環境基準

環境基本法により定められている、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音などに係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされる基準。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

地球温暖化の予測、影響、対策等について科学的・技術的な観点から最新の知見をまとめ、地球温暖化に対応する政策決定に科学的な基盤を与えることを目的として、国連環境計画（UNEP）及び世界気象機関（WMO）が共催して1989年（平成元年）に設置された国際機関。

釧路市地球温暖化対策地域協議会

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、2011年（平成23年）3月に策定された「釧路市地球温暖化対策地域推進計画」の取り組みを市民・事業者・市が協力して、推進することを目的として設置。日常生活や事業活動で発生する温室効果ガスの排出の抑制についての情報交換や啓発活動を行う。

釧路市都市計画マスタープラン

市町村が創意工夫のもとに、住民の意見を反映させ、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、あるべき市街地像、整備課題に応じた整備方針、都市生活、経済活動を支える諸施設の計画等をきめ細かく、かつ総合的に定める都市計画の方針を示す行政計画。釧路市では、2001年（平成13年）に策定され、2021年（令和3年）3月に第2次釧路市都市計画マスタープランを策定。

釧路市まちづくり基本構想

まちづくりを進めていくために策定した本市の個別計画や施策の最上位となる指針。釧路市まちづくり基本条例第23条に基づき2018年（平成30年）3月に策定。計画期間は2018年度（平成30年度）から2027年度（令和9年度）。

釧路市緑の基本計画

良好な都市環境の形成を図り、市民の健康で文化的な都市生活を確保することを目的に、緑地の適正な保全及び緑化の推進に係る取り組みを総合的かつ計画的に実施するための施策や方針を定める行政計画。2001年（平成13年）に策定され、2021年（令和3年）3月に第2次釧路市緑の基本計画を策定。

釧路市みんなできれいな街にする条例

清潔で住み良いまちづくりを目的として、2005年（平成17年）に制定。空き缶等及び吸い殻等のごみの散乱の防止に市、市民等、事業者及び土地所有者が一体となって、推進するための必要な事項を定めている。

グリーン購入

エコマーク商品など環境に与える負荷ができるだけ小さい製品を優先的に購入する取り組み。国では「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」を制定し、国や地方自治体等でのグリーン購入の推進を図っている。

広域連合

複数の市町村が行政サービスの一部を共同で行うことを目的として組織する特別地方公共団体の一つ。釧路管内では、管内6市町村で構成する釧路広域連合が釧路市高山の清掃工場において、共同で可燃ごみの焼却処理を行っている。

公園里親制度

公園の美化及び保全等のため、ボランティアで活動を行う団体を公園の里親とし、その活動を円滑に推進することを目的とする釧路市独自の制度。平成13年度より釧路市内の町内会、愛護会及び民間事業者（市外も可）など、公園の美化活動等を行っている又は行おうとする団体を対象に、市が草刈り機材等の貸し出しを行っている。

公害防止協定

地方公共団体と企業、住民団体と企業などの中で公害防止のために必要な措置を、相互の合意形成により取り決めるもの。地域の特殊性に応じた有効な公害規制を弾力的に実施するのに適するため、法律や条例の規制と並ぶ有力な公害防止対策上の手段として広く利用されている。

こどもエコクラブ

幼児から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブ。こどもエコクラブに参加し、様々な環境学習・活動を通して、環境を大切に作る心と行動力を育てることを目的としている。

さ行

準用河川

河川法における一級河川及び二級河川以外の「法定外河川」のうち、市町村が指定し管理する河川。河川法に基づき、二級河川の規定が準用される。釧路市では、星が浦川、武佐川、風連別川が準用河川に指定されている。尚、市町村が指定し管理する普通河川は、河川法の適用外である。

食品ロス

売れ残りや消費期限切れ、食べ残しなどで本来は食べられる食品が廃棄されること。生産や加工、流通や販売、家庭での消費などの段階で発生している。食品ロス量が多いと、ごみ処理に多額のコストがかかり、また可燃ごみとして燃やすことで、CO₂（二酸化炭素）排出や焼却後の灰の埋め立て等による環境負荷が懸念される。

生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物がバクテリアによって分解される時に必要な酸素の量。河川の汚濁を測る指標で、BOD値が高いほど汚濁度が高い。

た行

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

1997年（平成9年）に京都で開催された「国連機気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」での京都議定書の採択を受け、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。

中間処理施設

ごみの体積と重量を減らして、最終処分場への負担を減らすため、収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの選別などを行う処理施設。鉄や小型家電など再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）」により、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として定められる区域。同区域内での狩猟は禁止される。特に重要な区域は特別保護地区として指定され、一定の開発行為が規制される。

特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、2005年（平成17年）に施行された外来生物法によって規定された生物。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて、飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止される。

特定建設作業

「騒音規制法」及び「振動規制法」の規制対象になっている作業で、建設作業として行われる作業のうち、くい打機やびょう打ち機、さく岩機、ブレーカーを使用する作業など著しい騒音と振動を発生する作業。

は行

微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊している粒径 2.5 マイクロメートル (100 万分の 1 メートル) 以下の粒子。PM2.5 は非常に小さいため (髪の毛の太さの 30 分の 1 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系・循環器系への影響が懸念されている。

パリ協定

京都議定書に代わる 2020 年以降の温室効果ガス排出削減などのための新たな国際枠組み。気候変動枠組条約に加盟する全 196 カ国全てが参加する形で、2015 年 (平成 27 年) 12 月にフランスのパリで採択され、2016 年 (平成 28 年) 11 月に発効された。日本は 2030 年度までに、2013 年度比で、温室効果ガス排出量を 26%削減することを目標にしている。

英数

ISO14001 (環境マネジメントシステム)

国際標準化機構 (ISO) が定めた環境マネジメントシステムに関する国際規格。事業活動による環境負荷の低減を目指すための環境管理の仕組み。PDCA サイクルによる継続的な改善が基本となる。

PDCA サイクル

物事を管理し改善していくための手法のひとつ。Plan (計画の策定)、Do (施策の実施)、Check (計画の評価・検証)、Action (計画の改善) の 4 つのサイクルを繰り返し行うことで、継続的に管理業務を改善していく手法をいう。

6 目標と管理指標一覧

項目	基準値	目標値
二酸化炭素排出量削減率 (2013年比)	2.3% (平成29年度)	26.0% (令和12年度)
市の事務事業における温室効果ガス削減率 (2013年比)	16.3% (令和元年度)	40% (令和12年度)
ごみ排出量	68,857トン (令和元年度)	62,597トン (令和12年度)
市民ひとり1日あたりの家庭系廃棄ごみ量	568グラム (令和元年度)	543グラム (令和12年度)
リサイクル率	19.87% (令和元年度)	26.80% (令和12年度)
埋め立て処分量	10,812トン (平成29年度)	9,605トン (令和12年度)
大気汚染に係る環境基準達成率	100% (令和元年度)	100% (令和12年度)
河川の水質汚濁に係る環境基準(BOD)達成率	100% (令和元年度)	100% (令和12年度)
生活排水処理率	94.5% (令和元年度)	94.9% (令和12年度)
一般地域における騒音に係る環境基準の達成率	100% (令和元年度)	100% (令和12年度)
自動車騒音に係る環境基準達成率 (昼夜とも達成)	98.0% (令和元年度)	100% (令和12年度)
学校版環境ISOの実施割合	100% (令和元年度)	100% (令和12年度)

第2次釧路市環境基本計画

令和3年（2021年）3月発行

編集・発行 釧路市市民環境部環境保全課

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

TEL 0154-31-4535

FAX 0154-23-4651

e-mail ka-kankyokanri@city.kushiro.lg.jp

ホームページURL <https://www.city.kushiro.lg.jp/>

